

令和3年第6回府中町議会定例会

会 議 録（第1号）

1. 開 会 年 月 日 令和3年12月17日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和3年12月17日（金）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18名）

議長	益 田 芳 子 君	副議長	西 山 優 君
1 番	川 上 翔一郎 君	2 番	宮 本 彰 君
4 番	狩 野 雄 二 君	5 番	坂 田 栄 一 君
6 番	田 中 伸 武 君	7 番	山 口 晃 司 君
8 番	二 見 伸 吾 君	9 番	梶 川 三樹夫 君
10 番	西 友 幸 君	11 番	寺 尾 光 司 君
12 番	力 山 彰 君	13 番	三 宅 健 治 君
14 番	齋 藤 昇 君	16 番	橋 井 肇 君
17 番	児 玉 利 典 君	18 番	木 田 圭 司 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 諸報告

（1）議長報告

（2）常任委員会委員長報告

（3）議会運営委員会委員長報告

（4）議会報特別委員会委員長報告

（5）災害対策特別委員会委員長報告

（6）監査委員報告

(7) 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告

4 町長報告

・行政報告

- 5 報告第15号 専決処分の承認について
- 6 第47号議案 令和3年度府中町一般会計補正予算（第7号）
- 7 第48号議案 令和3年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 8 第49号議案 令和3年度府中町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 9 第50号議案 令和3年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 10 第51号議案 令和3年度府中町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 11 第52号議案 府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 12 第53号議案 府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 13 第54号議案 府中町国民健康保険条例の一部改正について
- 14 第55号議案 府中町国民健康保険税条例の一部改正について
- 15 第56号議案 府中町立公民館の設置及び管理条例及び府中町歴史民俗資料館の設置及び管理条例の一部改正について
- 16 第57号議案 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐藤信治君
副町	長	齋藤哲也君
教育	長	新田憲章君
総務企画部	長	増田康洋君
財務部	長	胡子幸穂君
福祉保健部	長	山西仁子君
町民生活部	長	金光一隆君
消防	長	新宅和彦君
教育部	長	榎並隆浩君
総務企画部次長兼総務課長		森本雅生君

財 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	中 本 孝 弘 君
福 祉 保 健 部 次 長 兼 福 祉 課 長	長 西 弘 子 君
政 策 企 画 課 長	土 井 賢 二 君
管 財 課 長	宮 迫 五 郎 君
税 務 課 長	藤 田 正 明 君
子 育 て 支 援 課 長	金 本 智 巳 君
保 険 年 金 課 長	藤 永 美 香 君
健 康 推 進 課 長	塩 月 久 美 子 君
高 齢 介 護 課 長	宮 脇 理 恵 君
環 境 課 長	小 路 和 司 君
下 水 道 課 長	原 田 司 君
都 市 整 備 課 長	磯 亀 智 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長	岩 崎 雅 男 君
学 校 教 育 課 長	立 花 淑 子 君
社 会 教 育 課 長	山 本 進 一 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長(益田芳子君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和3年第6回府中町議会定例会を開会いたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(益田芳子君) 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進め

~~~~~○~~~~~

今日は、１３番三宅議員、１４番齋藤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

それでは、お諮りいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

~~~~~○~~~~~

まず、議長報告を行います。

続いて、例年であれば町村議会議長全国大会へ出席するところでしたが、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症のため参加者が制限され、議長会からは代表として会長以下役員が出席をしております。

詳細につきましては、議会事務局に資料がございますので、御覧いただければと思います。

以上で、議長報告を終わります。

次に、各委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、木田委員長、お願いします。

○ 18 番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

- 4 -

委員会では、町長、教育長からの報告を受けた後、財務に関する事務調査ということで、府中公民館の使用料の見直しについて説明を受けております。これにつきましては、12月9日に開催された全員協議会で同様の報告がありましたので、皆様御承知のことと思います。

その後、協議会を開会し、今定例会に向けた議案等の概要説明を受けております。なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上、簡単ですが、総務文教委員会の報告を終わります。ありがとうございました。  
○議長（益田芳子君） 厚生委員会、山口委員長、お願いします。

○7番（山口晃司君） 皆さん、おはようございます。厚生委員会の報告をさせていただきます。

令和3年9月定例会以降、令和3年10月15日に委員会を、12月7日に委員会並びに協議会を開催しております。

10月15日の委員会では、生活環境に関する事務調査として、パートナーシップ宣誓制度及び豪雨災害時の河川の危険箇所などについて説明を受けました。

12月7日の委員会では、社会福祉事業に関する事務調査として、府中町高齢者いきいき活動ポイント事業の取組状況、生活環境に関する事務調査として、下水道事業会計分の工事請負契約の締結の報告及び工事請負変更契約の締結の報告について説明を受けました。

そのほか、12月定例会前ということで、町議会に切り替えて提出予定の案件について説明を受けております。なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、厚生委員会の報告を終わります。

○議長（益田芳子君） 建設委員会、西委員長、お願いします。

○10番（西 友幸君） 皆さん、おはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

令和3年9月定例会以降、12月8日に委員会及び協議会を開催しております。

12月8日の委員会では、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査及び、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査に関し、3件の説明がありました。

1項目めは、工事請負契約の締結の報告についてです。八幡33号線の改良工事な

ど、全部で7件の工事請負契約の締結について説明がありました。

2項目めには、工事請負変更契約の締結の報告について、柳ヶ丘57号線の道路改良工事の説明がありました。

3項目めは、向洋駅利用者の動線の変更等についてです。連続立体交差事業の進捗に伴い、北口仮駅舎が設置され、また、仮跨線橋の設置がされ、現在の跨線橋は撤去されるため、令和4年春に駅利用者の動線が変更されとの説明がありました。要するに、今、2階を北口だと左へ行って、上へ上がって下へ下りていますが、今後は逆になりますので、傍聴者の皆さんとかは、向洋駅を利用される方は、それで注意してください。

また、12月定例会前であるため協議会に切り替え、12月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、建設委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（益田芳子君） 議会運営委員会、梶川委員長、お願いします。

○9番（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

令和3年9月定例会以降は、11月19日と、一昨日の12月15日に委員会を開催しております。

11月19日の委員会では、今年度から開始予定の議会インターネット中継を行うために必要なユーチューブ利用規約等について検討し、こちらは、12月9日開催の全員協議会において、議員の皆様にお示しをしたところです。

また、田中委員から提出のありました一般質問の在り方と議員活動における資料要求の実費徴収についての調査申出について審議を行っております。

一般質問の在り方につきましては、議論がありましたが、現状でよいという結論でした。

議員活動における資料要求の実費徴収については、この申し合わせを廃止ということで、全員協議会へ図るという結論でしたので、こちらも12月9日の全員協議会において、廃止という結論をいただいたところです。

続いて、12月15日の委員会では、この定例会における会期の決定等を行いました。

また、田中委員から提出のありましたデジタル機器の活用の調査申出について審議を行いました。論点が広いのでまとめてほしいという要望があり、今後、田中委員から再度提出していただくことになっております。

なお、この議論の中で、申し合わせにあります議場への携行品について、写真機・録音機・ワープロ類の持込みも禁止する規定の運用について、スマートフォンの持込みが問題になりました。委員会では、議場内ではスマートフォンの電源を切るなどし、使えない状態にすることを、私のほうからこの場で全議員に確認させていただくということになりましたので、よろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策として、議会運営基準の見直しということで、議長から諮問がありました。現在の申し合わせを変更し、国のG o T oキャンペーンが始まりましたら、公開された公共施設の視察や事業者が行う研修等で、自治体等に視察を依頼するようなものでなければ、政務活動費による視察ができるよう規定を変更しておりますので、お知らせいたします。

なお、この改正は、昨今の新型コロナウイルス蔓延の状況によっては、すぐに停止されるよう定めてありますので、よろしくお願いいたします。

最後に、常任委員会において、来年度の議会運営予算の説明を行った際、一部議員から隔年実施の議会運営委員会と特別委員会の行政視察について、今年度実施できないなら来年度に実施するべきではないかという意見があり、こちらも議長から諮問を受けております。ここでは、コロナ禍のような突発的な事態で視察が実施できないということであれば、その委員会の任期に限り、翌年度も予算要求して行政視察を行うことができるという申し合わせを委員会で決定しましたので、今後の全員協議会の機会に改めて議員の皆様にお諮りしたいと思います。

以上、議会運営委員会委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 議会報特別委員会、二見委員長、お願いします。

○8番（二見伸吾君） おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

9月定例会以降、議会報特別委員会は、9月22日の定例会閉会後、10月5日、10月13日、及び昨日の12月16日の4回開催しております。

9月22日の委員会では、議会だより163号の執筆者や発行までの日程を確認しました。

10月5日の委員会では、原稿の校正と写真調整を、10月13日の委員会では、初校により、見出しや記事内容などを校正いたしました。昨日、12月16日の委員会では、今定例会の内容をお知らせする議会だより第164号の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程調整について協議をいたしました。

以上で、議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（益田芳子君） 災害対策特別委員会、宮本委員長、お願いします。

○2番（宮本 彰君） 皆さん、おはようございます。災害対策特別委員会の報告をさせていただきます。

災害対策特別委員会は、10月29日に開催しております。

特別委員会におきましては、平成30年や令和2年の豪雨災害等に被災した箇所の復旧状況の説明を受けた後、水分峡森林公園と呉娑々宇林道の復旧現場等の現地踏査を行っております。

以上で、災害対策特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 次に、監査委員報告をお願いします。

力山監査委員。

○12番（力山 彰君） 皆さん、おはようございます。監査委員報告をさせていただきます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、令和3年8月分を9月27日に、9月分を10月19日に、10月分を11月19日に、代表監査委員土井精二並びに監査委員力山彰の両名で実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、いずれも現金の出納事務は適正に処理されていることを認めました。

また、下水道事業企業会計につきましては、合計残高試算表、日計表、下水道使用料など収納状況一覧表、仕訳日記帳、総勘定元帳の内容も確認しております。

次に、住民監査請求の提出がありましたので、報告いたします。

令和3年11月16日に、地方自治法第242条第1項の規定による監査請求がありました。しかしながら、監査を行う要件を欠いていたため、監査を行わないことを12月3日に請求人に通知しました。こちらについては、議員の皆様には、提出と通知の場面でそれぞれお知らせをさせていただいております。

以上で、監査委員報告を終わります。

○議長（益田芳子君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いします。

山口議員。

○7番（山口晃司君） 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をいたします。

令和3年11月5日に、令和3年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、出席しましたので報告いたします。

今回の定例会では、議案が9件ありました。内容は、人事案件2件、専決処分1件、決算認定1件、条例改正2件、補正予算2件、規則改正1件です。

なお、以下、広島県後期高齢者医療広域連合をそれぞれ省略して報告させていただきます。

監査委員と副広域連合長の選任、新型コロナウイルス感染症に関する後期高齢者医療に関する条例の一部改正の専決処分の承認、令和2年度歳入歳出決算の認定、職員の服務宣誓に関する条例の一部改正の可決、財政調整基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部改正の可決、令和3年度一般会計補正予算第1号及び令和3年度特別会計補正予算第1号の可決、議会会議規則の一部改正の可決でございます。

監査委員につきましては、呉市の林田浩秋議員、副広域連合長は北広島町の箕野博司町長を選任したほか、全て原案どおり同意・承認・可決いたしました。

なお、令和2年度歳入歳出決算については、一般会計の歳入決算額が13億9,327万3,000円、同歳出決算額が12億3,481万7,000円で、歳入歳出差引残高は1億5,845万6,000円でした。また、医療特別会計の歳入決算額が4,219億5,821万9,000円、同歳出決算額が4,057億2,163万3,000円で、歳入歳出差引残額は162億3,658万5,000円となり、各会計とも令和3年度への繰越しとなりました。

以上で、広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

○議長（益田芳子君） 以上で、全ての報告を受けましたので、各報告に対する質問に入ります。

まず、議長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、次に参ります。

総務文教委員会委員長報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) ないようでございますので、次に参ります。

厚生委員会委員長報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) ないようでございますので、次に参ります。

建設委員会委員長報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) ないようでございますので、次に参ります。

議会運営委員会委員長報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) ないようでございますので、次に参ります。

議会報特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) ないようでございますので、次に参ります。

災害対策特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) ないようでございますので、次に参ります。

監査委員報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) ないようでございますので、次に参ります。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) ないようでございますので、以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第4に入る前に、理事者の出席を求めますので、しばらく休憩いたします。

10時10分から再開いたします。休憩。

(休憩 午前 9時53分)

(再開 午前10時10分)

○議長（益田芳子君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） それでは、日程第４、町長報告を行います。

最初の行政報告からお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 皆様、おはようございます。

本定例会は、本日から２１日までの５日間の会期ということでございますが、提議する議題は、町長報告の行政報告２件、専決処分の承認が１件、議案関係が補正予算５件、条例改正５件、その他１件となっております。また、専決処分の報告を１件、補正予算１件を追加して提出することになりましたので、併せてよろしく願いをいたします。

それでは、町長報告、行政報告を２件行います。

まず、１件目は、全国町村長大会で、去る１１月１７日、東京、ホテルニューオータニにおいて開催され、出席をいたしました。

昨年から、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、参加者数を限定をして開催しておりまして、私は昨年度は出席をしなかったのですが、今年度は、ちょうど広島県町村会の副会長を仰せつかっておりまして、会長の吉田坂町長、副会長２名、私と入江神石高原町長の２人であります。それと事務局長の４名が出席いたしました。

それに全国大会に先立ちまして、本年度は全国町村会創立１００周年に当たりまして、創立１００周年記念式典が挙行されました。先人たちが英知を結集し、果敢な行動で幾多の困難に立ち向かってきた歴史を大切にしながら、全国９２６町村の多様な価値をさらに発展させ、全国どこの地域も活力にあふれ、光り輝く新時代を切り開くために全力を尽くすことをここに誓うと宣言をいたしました。

また、町村自治と全国の町村の振興発展の多大な貢献をされました４名の方々に感謝状の贈呈を行いまして、その４名の方々からは、全国の町村に対しまして励ましの温かいメッセージを頂いたところであります。

全国大会では、防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議、安全・安心な地域社会の再構築と地域経済の回復・再生に関する特別決議や地方創生のさらなる推進、町村自治の確立、地方税財政における自主財源、一般財源の総額確保、地域のデジタル化の推進など、１１項目の重点要望を採択し、全国町村会は各省庁に、都道

府県町村会は地元選出国會議員に、決議・要望の実現に向けて働きかけることとし、広島県町村会は、当日、広島県選出国會議員に対する要請活動を行いました。

また、来賓としまして、広島選出の岸田文雄内閣総理大臣も御臨席いただきまして、祝辞を述べられました。広島県町村会の参加者は、演壇の正面で客席一番前の席を与えられておりまして、感染防止のために大声で声援するわけにはいきませんが、御臨席のお礼と国政を担う激励・応援の拍手を精いっぱいしたところであります。

次に、2件目は、来年度の主要事業に対する国・県への提案活動です。

まず、国への提案活動は、向洋駅周辺土地区画整理事業、公共下水道事業、下岡田官衙遺跡保存整備事業の3項目といたしました。中央省庁、国會議員に対しましては、コロナ感染症防止の観点から、昨年度に続き、提案書を郵送いたしました。国土交通省につきましては、広島市に中国地方整備局がございますので、12月2日、向洋駅周辺土地区画整理事業の推進と公共下水道の推進について、地方整備局長、建政部長に直接お会いし、事業説明をし、財源確保のお願いをいたしました。

広島県に対しましては、12月2日、3日の両日、榎川・府中大川河川改修事業、県道事業の広島海田線、青崎池尻線、広島県東部地区連続立体交差事業の事業促進について、また、新規に治山施設整備として、角入林道支線の治山堰堤の整備について、湯崎知事、田辺・山田両副知事、各関係局長・所長にお会いをし、県事業の事業促進をお願いをいたしました。それぞれの事業提案に事業の重要性を認識いただき、町とも連携しながらしっかり取り組んでいくと強調していただきました。

以上、提案活動の報告でございます。以上です。

○議長（益田芳子君） ただいまの行政報告に対して質問のある方。

9番梶川議員。

○9番（梶川三樹夫君） 町長報告の中で、下岡田官衙遺跡のことを国のほう、県のほうですか、国のほうに要望されたという。もう少し詳しい内容が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（益田芳子君） 町長。

○町長（佐藤信治君） 今回、史跡に指定されました下岡田官衙遺跡の保存事業整備促進につきまして、これまでの発掘調査の経緯と、今回指定を受けたということを報告いたしまして、今後、令和4年度、5年度、6年度、7年度で、保存・活用計画を策定し、用地購入、史跡整備、遺跡の保存処理、史跡内の地権者の理解を得られるよう

取り組む、保存・活用に係る業務を町はやっていくと、実施しますと、それに対して、国庫補助金の確実な配分を頂きまして、御支援いただきたいということの内容の提案書を郵送で送らせていただきました。

以上です。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 14番齋藤なんですが、例の向洋駅立体交差、この件なんです、この事業は今年の6月からいよいよ本格的に始まったんですが、町長のほうで言われる要望事項いうのを、ちょっと具体的に教えてください。

以上です。

○議長（益田芳子君） 14番齋藤議員、もう一度、質問をお願いします。

○14番（齋藤 昇君） 今、申し上げましたのは、向洋駅のいわゆる立体交差の件で要望されたという件で、その内容ですよね。一応、これは結構遅れておりまして、ようやく本格的に始まったのが6月1日からということで、行かれて、こういった内容のことで要望されたかいうのをお知らせください。

以上です。

○議長（益田芳子君） 町長。

○町長（佐藤信治君） 向洋駅の区画整理事業につきましては、御存じのように紆余曲折しまして、なかなか事業着手に至らなかったと。延伸をし、そしてまた事業の見直しを行って、なかなか前に進まなかったということがございますが、令和元年度に事業認可、そして、令和2年10月に工事着手をしたということで、皆さん御存じのように、今、仮跨線橋を造っておるということで、いざ、これ、工事を着手をし始めたら、今の計画では、皆さんにお知らせしていますように、工事着手からおおむね10年間で府中町地区の連立の整備をやるということで、それにしたがって、向洋駅周辺の区画整理事業を進めていくと。整備率については、もう御承知のように相当進んでおりますので、あと、連立がきちっと計画どおり進めば、向洋区画整理事業も進んでいくだろうと、進めたいというふうに思います。

それと、連立につきましては、県事業で、今、申し上げましたけども、事業着手すると、よほど何らかの大きなことがない限り、着実に事業は進んでいくだろうと。こ

れは、県のほうも着実に進めていきますというふうな御回答も頂いておるということです。

以上です。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

１１番寺尾議員。

○１１番（寺尾光司君） １１番寺尾です。

提案活動をずっとこれまで経年的に行っているというふうに理解しているんですけど、その提案書とか、国とか県に出されたものがあると思うんで、そういったものをホームページとか、そういうところへ出して、こういった状況で、こういう中身で要請して、結果がこういうのがということで、もうちょっとホームページで分かるように取組していただければなというふうに思いますので、これは要望しておきます。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、行政報告を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第５、報告第１５号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第１５号 令和３年１２月１７日提出。

専決処分の承認について。

令和３年度府中町一般会計補正予算（第６号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により令和３年１１月２６日に次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 佐藤信治

補足説明については財務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） おはようございます。財務部長です。

報告第15号、専決処分の承認についてを補足して説明します。

令和3年度府中町一般会計補正予算（第6号）について、専決処分を行いました。内容は2件の事業となりますが、新型コロナウイルスワクチンの3回目の追加接種等ワクチン接種に必要な事業費、及び18歳以下の子どものいる世帯に対する子ども1人当たり現金5万円の支給について、必要な事業費を計上したものです。

詳しく御説明します。

11月15日の厚生科学審議会、予防接種・ワクチン分科会において、新型コロナウイルスワクチンの3回目の追加接種を行う必要があるとの見解が示され、2回目の接種から8か月を経過した人を対象に12月から接種を開始するよう求められました。

また、11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、年収が960万円以上の世帯を除き、ゼロ歳から高校3年生までの子どものいる世帯に対し、子ども1人当たり10万円相当の給付を行うこととなりました。特に子ども1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとされ、中学生以下の子どもについては、国の予備費を措置し、児童手当の仕組みを活用することで、プッシュ型で年内に支給を開始することとされました。

いずれの事業についても、システム改修や印刷製本などに相応の時間を要するものであるため、緊急に予算措置を講じる必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により、11月26日に専決処分を行ったものです。

専決処分の内容です。

令和3年度府中町一般会計補正予算（第6号）で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億8,214万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ204億262万円とするものです。

それでは、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、9,953万7,000円の増額補正です。衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の特定財源で、ワクチン接種そのものに充てられる負担金です。負担率は10分の10です。

項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業

補助金は、４億４，４２０万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金は、６００万１，０００円の増額補正です。子育て世帯への子ども１人当たり５万円の給付に係る給付費と事務費の補助金で、民生費、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業及び職員給与費事業（児童措置費）の特定財源です。補助率は１０分の１０です。

目 衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、３，２４０万７，０００円の増額補正です。ワクチンの３回目の接種等に係る事務費の特定財源で、補助率は１０分の１０です。

６ページから歳出です。

款 民生費、項 児童福祉費、目 児童措置費、職員給与費事業（児童措置費）は、次の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る職員の時間外勤務手当で、２９万４，０００円の増額補正です。

続いて、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業は、４億４，９９０万７，０００円の増額補正です。

給付対象世帯について御説明します。まず、児童手当を受給されている場合は、９月分の児童手当を受給された世帯が対象となります。それ以外の世帯については、基準日である９月３０日時点で府中町に住民票のある世帯が対象となります。このうち、高校生については、９月３０日時点で高校３年生までとなる平成１５年４月２日以降に出生した児童がいる世帯が対象となります。また、新生児については、令和４年３月３１日までに出生した新生児がいる世帯が対象となります。いずれも主な生計維持者の年収が９６０万円以上の世帯は対象外となります。当町では、対象児童として８，８８４人を見込んでおり、給付金は４億４，４２０万円を計上しています。また、事務費として、システム改修委託料や振込手数料、通信運搬費などを計上しています。国庫補助金が全額充当されます。

給付金の振込日は１２月２４日で、児童手当受給世帯に振り込むことになります。また、残りの５万円についても、検討した結果、同日に振り込むことといたしました。一括で１０万円の給付となります。追加分の必要経費については、本定例議会中に一般会計補正予算（第８号）として、追加議案を提出する予定ですので、よろしくお願いいたします。

７ページです。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費、新型コロナウイルスワクチン接種体制

確保事業は、1億3,194万4,000円の増額補正です。新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る経費及び接種促進のための時間外や休日の接種に対応した経費などを計上しています。

3回目接種の対象者は、2回目接種完了から原則8か月以上経過した人で、年度末から逆算して令和3年7月までに2回目の接種を完了した人になります。予定者数は1万5,099人で、県の集団接種会場で接種した人や職域接種をした人を含みます。

各種予防接種委託料として、9,953万7,000円を計上しており、国の負担金が全額充当されます。

また、接種のためのコールセンター等委託料、予防接種台帳システム改修委託料や接種券を送付するための通信運搬費などを事務費として計上しています。

さらに、ワクチン接種によって引き起こされたと考えられる健康被害発生に対して、町長からの要請に基づき、当該事例を医学的見地から調査し必要な助言を行う予防接種健康被害調査委員会委員の報酬を計上しています。

事務費に対しては、国庫補助金が全額充当されます。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は歳出から行います。

6ページと7ページの歳出について、一括で質疑ございますか。

○議長（益田芳子君） 4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野です。

7ページで、今、説明がございました予防接種健康被害調査委員会というのがあるんですけど、被害が起こったら調査するということの説明だったんですけど、具体的に、この方々の立場ですね、看護師とか医療機関の方なのか、通常的一般の方なのか。それと、あとは、この4名の方っていうのは常勤なのか、問題が起こったときだけに対応される非常勤というんですかね、そういう方なのか。もう少し詳しく教えてください。

○議長（益田芳子君） 健康推進課長。

○健康推進課長（塩月久美子君） 健康推進課長です。

こちらの委員さんにつきましては、4名ということなんですけれども、県のほうで推薦される医師の方と、安芸地区医師会のほうから推薦される医師の方、あとは福祉

保健部長と保健所の所長という4名の方に委員をお願いするようになっております。

以上です。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

健康推進課長。

○健康推進課長（塩月久美子君） 健康推進課長です。

非常勤の方なんですけれども、福祉保健部長は常勤という形になると思うんですけれども、委員としては非常勤になると思います。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番です。

子育て世帯への臨時特例給付金ということで、5万円に加えて、追加で補正をして10万円を12月24日に一括して給付するというところで、非常に迅速な対応ということで、大変だったろうと。ありがとうございます。

それと、同じ部分なんですけれど、先ほどの説明で、国のほうが迅速に給付しなさい、それと、児童手当の仕組みを利用してプッシュ型で給付するということですが、昨日、各議員にも報道資料が配付されたんですけど、それに該当しない方がいらっしゃるんですね。ここでいえば、公務員という表現をされておりますけれど、それと高校生だけの世帯の方、これらの方については、どうしても年内での支給ができないということになっているんですけど、これをもうちょっと早く支給ができるような方法がないのかなと。

今日の中国新聞の記事によりますと、記事というか、1月以降、府中町でいえば2月以降に支給というふうにあるんですけど、近隣の町では1月下旬からというような表現もあったりするので、この辺、もうちょっと、知恵とか、いろんな作業があると思うんですけど、してもらって、なるべく早くするような取組ができないのかどうか、というところをひとつ伺いしたいということです。

それともう一つが、同じ国の経済対策で、子育て世帯ということではなくて、住民税の非課税世帯に対する臨時特例給付金ということで、1世帯当たり10万円を支給するというのが経済対策に入っていたというふうに思います。これらについては、どういった手続で、いつ頃支給されるのかというのを、ちょっと伺いをしたいと思いま

す。

以上、2点、お願いします。

○議長（益田芳子君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君） 子育て支援課長です。

寺尾議員の御質問にお答えします。

新聞にも出ていたように、1月中旬に該当されると思われる方に勧奨の通知、御案内をさせていただいて、審査、決定をして、一応、2月から順次支給ということを考えておりましたが、できるだけ早く支給できるように対応はしたいと思います。

以上です。

○議長（益田芳子君） 福祉保健部次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（長西弘子君） 福祉保健部次長です。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金につきましては、現在示されているQ & Aなどを基に準備を進めておりますが、正式な通知がまだなく、日程等について決定することができておりません。今後、国からの通知が示され次第、それに沿って準備を整え、早急に通知し、支給するように努めてまいります。

また、事業に必要な予算につきましては、本定例会追加議案で補正計上する予定とさせていただきます。

よろしくお願いします。以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございませんか。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） そもそも根本をちょっと聞きたいんですが、18歳未満の家庭というのに何で決まったんか、そこが、わし、よう分からんのじゃが、国の方針もですね。

例えば、18歳未満って考えて、親の年代って、40代とか50代の一番働き盛りですよね。年収も、今、最低限が968万と言われている。960万取っている家って、結構、そんなに費用弁償要るんかなと、私は考えとるんですが、例えば、町の職員が968万取ってる職員って、あんまりおりませんよね、ほとんど。一般の議員でも多分おらんと思いますけど、それなのに何で10万円配らないけんのか、そこらが理解できんのじゃが。町長、どう思われますか。その点については、わし、疑問でならんのじゃが。

例えば、その９６０万を３５０万とか、困っている方、本当に。それらに配るんが、本来、筋じゃないかと思うんですが、私は。最低限が９６０万円って持ってきたのは、どういう根拠があって９６０万に持ってこられたんか、私、全く理解が。この前、内閣の調査があって、わし、反対しましたよ。

例えば、コロナで飲み屋とか、いろんなところで、いろんな年齢の方が困られているのに、そういったものを救済せずにおいて、子どもがおりゃあやろうと。もうとんでもない間違いじゃと思います。最低価格の基準の決め方についてもですね。

その点について、町長としてどのように思われているか。ちょっと御意見頂きたい。福祉保健部長でもいい。

○議長（益田芳子君） 西議員に申し上げます。議案の内容に沿って質問をお願いいたします。

１０番西議員、質問でしょうか。

○１０番（西 友幸君） 国庫支出金について、今、質問したんですけど、子育て世帯の。項目としては、款としては１４、項としては国庫補助金。

○議長（益田芳子君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

このたびの子育て世帯、１８歳未満の方へのこのたびの給付金のことなんですが、目的としましては、新型コロナウイルス感染症が長期化して、影響が様々な人に及ぶ中で、子育て世代については、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を開く観点からも、児童を養育している者に対してということで、児童福祉法の１８歳未満ということでされているんだと思うんですが、９６０万円に関しましては、現在の児童手当というのを、こちらのほうからも出して、国の制度で出しているんですけども、そちらの児童手当と特例給付金といって、所得制限で児童手当には関わらないんだけど特例給付で出されている家庭があるんですが、その児童手当の基準をそのまま採用されております。

ですので、今回、プッシュ型ということで、児童手当を支給している家庭に対しては、口座のほうも町のほうも持っておりますし、そちらのほうを活用して、少しでも早く皆様のところに給付金をお届けするということで、この児童手当の制度を採用されているというところで、９６０万円というのが出ております。

以上です。

○議長（益田芳子君） 10番西議員。

○10番（西 友幸君） 先ほどもちょっといいましたが、960万の年収がある方に対して、一番働き世代で、例えば会社やったら、課長とか部長になられて、親御さんがですよ、なられている層じゃ思うんですよ、多分。そこに補償をするなんて、まず、ちょっとあり得んし、もうちょっと金額下げて、350万で本当に困窮されている方にね、助けてあげようというの、私は分かります。

所得制限あるんじゃないと思うんじゃないけど。そこらをちょっと詳しくお願いできたら。

○議長（益田芳子君） 町長。

○町長（佐藤信治君） 本件は国の事業でありまして、その制度設計は国がされておるわけで、全国的な動向を見て、国、政府が判断をしておると。

御存じのように当初は5万円を1回出して、あとの5万円分はクーポンで配るというようなスキームで通知が来たわけですが、その後、その方法、それから、5万円を2回に分けて支給する、あるいは一括でもいいよと。これ、国のやり方、趣旨と違うことをすると、やっぱり国庫補助金ですから、いろいろ制約かかりますので、我々としては国の制度を国の解釈、このようにやりなさいという許容範囲の中で、できるだけのことをしたいと。

当初、私どものほうもクーポンを予定しておりましたけれども、どうも早く現金で支給するいうことが大事なんだということで、クーポンをやめて現金支給にしよう。ただ、現金支給にしても、国からの案内、通知がぎりぎりになりましたので、本当に2回で支給するしか方法ないかなと思っと思ったんですけども、担当のほうで、何とか1回目決まっていた12月24日に5万円支給するというのを決定しておって、その案内ももう対象の方には御案内も差し上げておったんですけど、何とか一括で支給するということで、文書を作って、追加をして、そういう努力をして、何とか早期に10万円を支給するという、国のスキームの中の一つで、一番、町民の方が喜んでいただけるやり方ではないかという判断をして、今、準備を進めておるということでございまして、この予算と、次に追加する補正予算を議決いただけましたら、今、申し上げたような12月24日一括ということになります。

あと、それから児童手当のスキームを使っていますので、児童手当以外の方で、公務員の方とか、高校生だけとかいう方については、改めて文書のやり取りが要りますので、その方々はちょっと遅れてしまうと。寺尾議員のほうから質問がありましたけ

ども、それもできるだけ早く支給に持込みたいというふうに考えておるところです。
以上です。

国の事業ですので、それに従って適法に、できるだけ町民の方に喜んでいただける
内容で実施していきたいということでございます。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） よく分かりました、町長。

すみません。私の質問ね、府中町の議会でする質問じゃなかったですわ、はっきり
言うて、ほんま。間違っとなとは思いますが。すみません。

○議長（益田芳子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に歳入について質疑を行います。

5ページの歳入について、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） これからの日程第6から日程第9までの議案につきましては、  
退職・休職・人事異動等に伴う人件費補正が大半を占めておりますので、初めに総括  
的な説明を受けた後は、これらを除く項目を主体に質疑を進めることとしてよろしい  
でしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） よろしいということでございますので、そのように進めていた

だきます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（益田芳子君） 日程第6、第47号議案、令和3年度府中町一般会計補正予算（第7号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第47号議案 令和3年12月17日提出。

令和3年度府中町一般会計補正予算（第7号）。

令和3年度府中町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億9,563万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207億9,825万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による

府中町長 佐藤信治

補足説明につきましては、財務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第47号議案、令和3年度府中町一般会計補正予算（第7号）について、補足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書

により説明します。

10ページをお願いします。歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金、障害者自立支援給付負担金は、歳出、民生費に補正計上しています、障害福祉サービス事業の特定財源で、3,640万円の増額補正です。負担率は2分の1です。

続いて、障害児施設給付費等負担金は、歳出、民生費に補正計上しています、障害児通所支援事業の特定財源で、2,379万6,000円の増額補正です。負担率は2分の1です。

続いて、生活保護費負担金は、歳出、民生費に補正計上しています、福祉事務所（生活保護費給付）事業の特定財源で、2,293万6,000円の増額補正です。負担率は4分の3です。

項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金、子ども・子育て支援事業費補助金は、歳出、民生費に補正計上しています、児童手当等給付事業の特定財源で、981万4,000円の増額補正です。補助率は10分の10です。

目 衛生費国庫補助金、疾病予防対策事業費等補助金は、歳出、衛生費に補正計上しています、各種検診事業の特定財源で、17万2,000円の増額補正です。補助率は2分の1です。

続いて、健診結果等情報の利活用のためのシステム改修等事業補助金は、同じく歳出、衛生費に補正計上しています、各種検診事業の特定財源で、346万4,000円の増額補正です。補助率は3分の2、一部2分の1です。

目 土木費国庫補助金、狭あい道路整備等促進事業費補助金は、歳出、土木費に補正計上しています、狭あい道路整備等促進事業の特定財源で、319万2,000円の増額補正です。補助率は2分の1です。

目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナの感染拡大防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済・住民生活の支援に資する事業を対象とした交付金で、3,209万4,000円の増額補正です。補助率は10分の10で、歳出、民生費及び教育費に所要の事業費を計上しています。なお、名称が長いため、これ以降、「コロナ交付金」と省略させていただきます。

11ページです。

款 県支出金、項 県負担金、目 民生費県負担金、障害者自立支援給付負担金は、歳出、民生費に補正計上しています、障害福祉サービス事業の特定財源で、1,820万円の増額補正です。負担率は4分の1です。

続いて障害児施設給付費等負担金は、歳出、民生費に補正計上しています、障害児通所支援事業の特定財源で、1,189万8,000円の増額補正です。負担率は4分の1です。

項 県補助金、目 民生費県補助金、乳幼児医療費補助金は、歳出、民生費に補正計上しています、子ども医療費助成事業の特定財源で、1,107万3,000円の増額補正です。補助率は2分の1です。

12ページです。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算に必要な一般財源を措置するもので、2億1,710万円の増額補正です。

款 町債、項 町債、目 土木債、狭あい道路整備等促進事業債は、歳出、土木費に補正計上しています、狭あい道路整備等促進事業の特定財源で、300万円の増額補正です。起債充当率は90%です。

目 災害復旧債、河川施設災害復旧事業債は、250万円の増額補正です。本年8月豪雨により、山田川に土砂・流木等が堆積し、氾濫を防ぐための緊急的な対応として、予備費で堆積土砂の撤去を行いました、その事業に対して、特定財源として起債を充当するものです。起債充当率は100%です。

13ページから歳出です。

今回の補正では、退職、休職等を含む職員の人事異動による職員給与費事業全般の補正を行っています。

職員給与費事業の補正は多岐にわたりますので、一般会計分、特別会計分及び下水道事業会計分の合計額について、最初に一括して御説明します。

まず、給料についてです。

育児休業や中途退職・休職等の影響により、合計で1,548万8,000円の減額となります。

次に、職員手当等についてです。育児休業等や中途退職・休職等の影響もありますが、災害対応やコロナ対応等を要因とする時間外勤務手当の増加などにより、合計で

は2, 632万6, 000円の増額となります。

これらにより、全会計の補正総額は、1, 182万2, 000円の増額となります。  
なお、人事異動に伴う科目の変動についても反映をしております。

以降、補正予算については、職員給与費事業を除き、御説明をします。

ここから説明箇所が飛び飛びになります。一番右端の説明欄に事業名を記載しておりますが、その頭に二重丸がございます。この二重丸を目印にいただければと思います。

では、次は14ページになります。2つ目の二重丸を御覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 諸費、過誤納還付金事業は、1億1, 109万4, 000円の増額補正です。令和2年度に交付された国や県の支出金等について、事業の精算に伴い返還を行うものです。主な返還金として、子育てのための施設等利用給付交付金・国費分が3, 827万円、同じく、子育てのための施設等利用給付交付金・県費分が1, 913万円。生活保護費国庫負担金1, 497万円などがあります。

次に、17ページになります。2つ目の二重丸になります。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険特別会計の職員給与費事業の補正に伴い必要となる一般財源を繰り出すもので、230万5, 000円の増額補正です。

続いて、国民健康保険特別会計繰出金（事務費等）事業は、国民健康保険特別会計の職員給与費事業の補正に伴い、必要となる一般財源を繰り出すもので、413万2, 000円の増額補正です。

続いて、福祉事務所（生活保護費給付）事業は、3, 058万2, 000円の増額補正です。今年度上半期の生活保護の申請申込件数が、前年度比1.57倍となっており、支給額が当初の見込みを上回ることから増額補正するものです。特定財源として、国庫負担金が充当されます。

続いて、若者応援金事業は、3, 077万8, 000円の増額補正です。コロナ禍の中、進学・就職等の節目を迎え、雇用やアルバイト収入などの生活面に影響を受けている若年層に対し、町の独自施策として応援金を給付するものです。対象者は、平成13年4月2日から平成15年4月1日生まれの人、学年で言うと現在の高校3年生の2学年上の学年までの人となります。基準日の9月30日時点で府中町に住民票

がある人、または、府中町外に住民票のある学生で保護者の住所が府中町内にある人です。支給額は、1人当たり3万円です。申請期間は、令和4年1月7日から2月末までとし、電子申請または郵送による申請を基本に考えております。広報ふちゅうやホームページへの掲載のほか、成人式でのチラシ配布やSNSを利用した拡散を呼びかけることにより周知を図ります。若者応援金として1,000人分の3,000万円及び事業実施に必要な事務費を計上しています。学業継続、生活支援として、コロナ交付金を全額充当します。

次は、18ページです。2つ目の二重丸になります。

目 老人福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金（事務費）事業は、後期高齢者医療特別会計の補正に伴い必要となる一般財源を繰り出すもので、94万8,000円の増額補正です。

1つ飛ばして、下から2番目の二重丸になります。

目 障害福祉費、障害福祉サービス事業は、7,280万2,000円の増額補正です。介護給付費等の令和3年度給付分に不足が見込まれるため増額補正するものです。増額要因としては、高齢化による障がい程度の進行、家族の高齢化等により必要とするサービスが増加していることなどが挙げられます。特定財源として、国・県の負担金が充当されます。

続いて、障害児通所支援事業は、4,759万4,000円の増額補正です。障害児施設給付費の令和3年度給付分について、不足が見込まれるため増額補正するものです。増額要因として、町内外で放課後デイサービスなどの事業所が増加し、また、1人当たりの利用回数も増加傾向にあり、利用件数が当初の見込みを上回ったことなどが挙げられます。特定財源として、国・県の負担金が充当されます。

19ページです。2つ目の二重丸です。

項 児童福祉費、目 児童福祉総務費、子ども医療費助成事業は、2,657万5,000円の増額補正です。子ども医療費に不足が見込まれるため増額補正するものです。特定財源として、県補助金が充当されます。

目 児童措置費、児童手当等給付事業は、981万4,000円の増額補正です。児童手当の特例給付に関する制度改正及び児童手当の現況届の原則廃止に関する制度改正に対応するため、システムの改修を行うもので、児童手当システム運用支援業務委託料の増額です。特定財源として、国庫補助金が全額充当されます。

20 ページです。2 つ目の二重丸になります。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 保健衛生総務費、保健衛生一般事務事業は、50 万 1,000 円の増額補正です。健康推進課職員の育休代替として、会計年度任用職員を 3 か月任用するための経費です。

1 つ飛ばして、一番下の二重丸になります。

目 老人保健費、各種検診事業は、1,944 万 4,000 円の増額補正です。個別検診の受診増が見込まれるため、各種がん検診委託料を 1,355 万 1,000 円増額補正します。また、国の検診指針を踏まえた検診情報の標準様式化に対応するため、健康管理台帳の改修を行います。システム改修の経費として、健康管理台帳作成業務支援委託料を 589 万 3,000 円増額補正します。特定財源として国庫補助金が充当されます。

21 ページです。一番下の二重丸になります。

項 清掃費、目 塵芥処理費、広域ごみ処理施設管理運営費負担金事業は、2,168 万 7,000 円の増額補正です。ごみ焼却施設について、安芸地区衛生施設管理組合から、令和 3 年度負担金の決算見込みが示されましたが、予算に不足が見込まれることから増額補正するものです。

22 ページです。1 つ目の二重丸です。

目 し尿処理費、広域し尿処理施設運営費負担金事業は、180 万 3,000 円の増額補正です。し尿処理施設について、安芸地区衛生施設管理組合から、令和 3 年度負担金の決算見込みが示されましたが、予算に不足が見込まれることから、増額補正するものです。

次は、24 ページになります。下側の二重丸です。

款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路新設改良費、狭あい道路整備等促進事業は、638 万 5,000 円の増額補正です。当事業においては、今年度、1 件の申請について、既に道路拡幅を完了しておりますが、新たに 1 件の協議・申請があり、県と協議した結果、承認されたため増額補正するものです。特定財源として、国庫補助金及び地方債が充当されます。

次は、26 ページになります。一番上と 2 番目の二重丸です。

項 都市計画費、目 公共下水道費、下水道事業会計負担金事業及び下水道事業会計出資金事業は、職員給与費事業の補正に伴い下水道事業会計において不要となる負

担金を減額し、また、必要となる出資金を増額するもので、それぞれ５９４万２，０００円の減額補正と、３００万６，０００円を増額補正になります。

次は、２８ページになります。一番下の二重丸です。

款 教育費、項 社会教育費、目 図書館費、図書館活動事業は、１３１万６，０００円を増額補正です。府中町立図書館には、開館当初から貸出しの際、自分でタッチパネルを操作することで貸出処理をすることができる自動貸出機１台を導入していますが、もう１台増設し、２台設置とし、また、両方の貸出機に簡易返却機能を追加設定します。これにより、繁忙期にカウンターや貸出機に列ができる状態が緩和され、館内で利用者同士が密となる状況を避けることができます。増設する自動貸出機１台分の備品購入費及びシステム改修の委託料とライセンス使用料を計上しています。感染症対策として、コロナ交付金を全額充当します。

２９ページです。

款 災害復旧費、項 土木施設災害復旧費、目 河川施設災害復旧費、河川施設災害復旧事業は、予備費により措置した一般財源の財源振替分となります。本年８月の豪雨により、山田川に土砂、流木等が堆積し、氾濫を防ぐため緊急的な対応として予備費を措置し、堆積土砂等の撤去を行いました。その施工費について、起債の対象となるため、財源振替を行うものです。歳出の補正はありません。

次に、第２条、繰越明許費について、第２表 繰越明許費により御説明します。

４ページにお戻りください。

款 土木費、項 道路橋りょう費、狭あい道路整備等促進事業は、８００万７，０００円の繰越しです。先ほど、歳入歳出予算の補正で御説明しました狭あい道路整備等促進事業については、議決後に測量、用地取得及び登記を行うことから、拡張工事着手が令和４年２月以降となる見込みです。よって、年度内の工事の完了が見込めないことから繰越しを行うものです。なお、工事の完了は、令和４年の夏頃となる見込みです。

次に、第３条、債務負担行為の補正について、第３表 債務負担行為補正により御説明します。

５ページを御覧ください。

追加です。ふちゅう町議会だより印刷製本費及び広報ふちゅう印刷製本費は、ともに令和４年５月号の編集作業に令和４年４月当初から直ちに着手するため、今年度中

に契約などの諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。期間は、ともに令和３年度から４年度まで。限度額は、それぞれ１７３万１，０００円と９０２万８，０００円です。

続いて、環境センター持込ごみ対応等業務委託料、家電４品目収集運搬業務委託料及び道路維持管理業務委託料は、いずれも令和４年４月当初から直ちに業務を開始するため、今年度中に契約などの諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。期間は、いずれも令和３年度から４年度まで。限度額は、順に３，１７５万６，０００円、３６万９，０００円、３，１００万円です。

次に、第4条地方債の補正について、第4表 地方債補正により御説明します。

6 ページを御覧ください。

追加です。起債の目的は河川施設災害復旧事業、限度額は250万円です。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりで、当初予算の他の事業と同様です。

7 ページです。

変更です。狭あい道路整備等促進事業の限度額は、補正前が３８０万円、補正後は  
 ６８０万円です。起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はござい  
 ません。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君）　ここで、休憩をいたします。

再開は11時20分からといたします。休憩

(休憩 午前 1 1 時 1 1 分)

(再開 午前 11 時 20 分)

○議長（益田芳子君） 休憩中の議會を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） それでは、歳出から質疑を行います。

人件費補正以外では、14ページの目 諸費の過誤納還付金事業で質疑ございますか。

○議長（益田芳子君） 14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 14番齋藤ですが、これ、生活保護の分は、質問オーケーな

んですかね。大丈夫ですか。

ここの、さっき府中町の生活保護が1.57倍増えたということで、私のいわゆる認識の中では、府中町は結構裕福な町じゃないかと思うんですが。広島県の23市町村の中で、今、府中町は、この生活保護費の状況がどんなかということと、このたび増えた内容ですね、これに関してちょっと教えていただければということで質問させていただきます。

○議長（益田芳子君） 7番山口議員。

○7番（山口晃司君） 17ページの下から2番目の福祉事務所のところの生活保護費給付のところだと思うんですけど。

○議長（益田芳子君） 14番齋藤議員、過誤の還付金についての御質問の中の生活保護のことの質問でしょうか。

○14番（齋藤 昇君） いわゆる生活保護の増えた状況の中で、どういった方がある程度増えたかということと、23市町村の中で、どのくらい府中町が、今、平均的な、そういったいわゆることを知りたいということで、私は質問しました。

○議長（益田芳子君） 14番齋藤議員、できましたら、17ページで質問をしていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に17ページの目 社会福祉総務費の介護保険特別会計繰出金事業、国民健康保険特別会計繰出金（事務費等）事業、福祉事務所（生活保護費給付）事業、若者応援金事業で質疑ございますか。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 14番齋藤なんですが、今、申し上げた件で御質問させていただきたいんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（長西弘子君） 福祉保健部次長です。

ただいまの齋藤議員の御質問にお答えいたします。

生活保護の受給者の方が、失礼いたしました、新規の申請につきまして、11月末現在の比較で、令和2年度11月末現在で27件だったものが、令和3年度は11月末現在で45件となっております。

先ほど、財務部長の御説明の中では１０月末の比較で１．５７倍というふうに申し上げておりますが、１１月末現在ですと１．６６倍と、また増えております。この増加した要因については、やはりコロナ禍で失業されたり、所得が減られたりという方が増加しているものと思っております。

また、県内での府中町の状況につきまして、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、また確認してお伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

４番狩野議員。

○４番（狩野雄二君） ４番狩野です。

若者応援金事業について、ちょっと御質問させてください。

この事業は、新聞報道やテレビとかで結構話題になっている。広島県では府中町だけ１９歳、２０歳に対して３万円給付ということで、その目的というのは、新聞にも書いてありましたように、先ほども説明ありましたが、この２年間コロナ禍で就職や進学で大変だった若い人たちを応援するということで給付をするということで、大変よいことだと私も思っておりますが、一方、このコロナ禍で困っておられる方というのは、当然、いろんな世代の方、困っておられる。これは皆さん御存じだと思うんですけど、その中で、やはり今回若者だけに、１９、２０歳の若者だけに特化されたというのは、恐らく国が示している１８歳未満に対してそれを拡充するということだと思うんですけど、やはり全世代を見たときには、社会的弱者と言われているような高齢者の方、そういう方も、やはりいろいろ生活の面、健康の面でも困窮されておるということで、そういう方々も健康維持や生活応援という意味でも、その辺の方の世代に対しても、何かそういう措置みたいなものを一緒に考えられたらよかったんじゃないかとも思うんですけど、その１９、２０歳に対して行うに至った経緯を、もう少し詳しく説明していただけないでしょうか。ほかの世代の方が納得できるような、もう少し詳しい説明をしていただけないかと思います。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（長西弘子君） 福祉課長兼職次長です。

今回、応援金の対象年齢を１９歳、２０歳とさせていただきましたのは、この方た

ちは、ちょうど高校を卒業する時期を、この２年間のコロナ禍の中で過ごされた方に当たります。大学に在学中や卒業、就職した方々も、もちろん不安な中で過ごされたと思うんですけども、ちょうど高校を卒業される時期というのが、本当、子どもから大人になる第一歩で、社会に触れる最初の機会ではないかというふうに捉え、この２年の方々に応援金を送ることとして、対象とさせていただきました。

先ほど、高齢者の方などのお話もありましたが、住民税非課税世帯の方につきましては、今回の国の施策で１０万円の給付が行われることとなっておりますので、こちらの対象になられると思って、今回は検討させていただいておりません。

以上です。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

２番宮本議員。

○２番（宮本 彰君） ２番宮本です。

先ほどの若者応援事業の件についてなんですけども、１９、２０歳で、大体該当する人数は１，２００人ぐらいじゃないかと思うんですけども、この中で１，０００人というふうに一応予算を取られた理由というんですかね、それを教えていただきたいということと、あと、府中町に住民票がある人がみんな対象になるんですけども、県外に出ておられる方、東京だとか、遠くのほうにいる人もいると思うんですけども、そういった方に対して、どのような方法を取られるのか、周知の方法。あと、遠くにおられる方はいろいろ時間がかかると思うんですけども、どのぐらい受付期間を見られているのか。それを教えていただきたい。

○議長（益田芳子君） 福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（長西弘子君） 福祉課長兼職次長です。

まず、対象者を１，０００人と見込んでおりますのは、今の１９歳、２０歳の方が高校３年生のときであったときの１８歳の年齢の方を見たときに、２０歳の方ですと５３１名、１９歳の方ですと４７９名で、合計で１，０１０名となります。昨年の特例定額給付金などの給付率がございまして、それを９９％としまして、１，０００件と見込ませていただいております。

府中町に住民票が今ない方につきましては、先ほども説明がありましたが、お友達等からのＳＮＳでの拡散であるとか、保護者の方からお知らせいただければと思って

おります。

あと、受付期間は２月末までとさせていただいており、１月末には町内に住所がある方については、申請をしておられなければ、勸奨の通知をさせていただく予定としております。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

１０番西議員。

○１０番（西 友幸君） すみません。先ほど狩野議員がちょっと聞かれたことと同じなんですが、府中町でも厚生委員会のほうで助成をするということで、これも１８歳前ということで、先ほどもちょっと言っておられたように、生活保護もどんどんどんどん増えているときに、大人でも結構困っている方というのはいっぱいいらっしゃるわけなんですよね。そういったことを対象にせずにおいて、１８、１９と、何でそういう限定で話が進むか、僕はちょっと人間として理解できんですが、本当に困っている方を助けてあげようなんて誰でも思いますよ、本当。この年代だから、学生だから困っているというの、どこにも根拠ないですよ。だから、私は、こういう場合、アンケート取って、本当に困っているかどうか、１８、１９は。何を調査して、それをせなげんか、国に一律にならただけじゃと思うんですよね。そんなことで行政やるっていうのは駄目ですよ、本当。アンケートを取るなり、本当に困っている人がどんなにか、生活保護はおるか、高齢者はおるか、本当に困っている人に給付するというのが、私は本当の税金の在り方じゃと思うんですが、給付の。それも国民の借金ですよ、皆。何をふざけてるんか知らんが、１０万円、皆、国の借金ですよ、この大変なときに。本当情けないですよ、わしは、ほんま。ばらまきですよ、本当。

府中町は、アンケート取られたのでしょうか、こんなに。本当に配っていいかどうかいう。そこを質問します。

○議長（益田芳子君） 福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（長西弘子君） 福祉課長兼職次長です。

この給付金をするに当たり、アンケートについては実施しておりません。

また、生活困窮者の方につきましては、生活福祉資金の特例給付でありますとか、住居確保の給付金でありますとか、先ほど申し上げた、今回、国の非課税世帯等への１０万円の給付等がございますので、そちらのほうを活用していただければと思いま

す。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番寺尾です。

いろんな議員のほうから、この給付について、どういう目的でとか、どういう効果があるのかということだろうと思うんです。

それで、先ほどの子育て世代については国の施策ということですが、今回については町独自の施策でございますので、やはり町として、どうして19歳、20歳の方に3万円給付して、どういう施策目標を持っているかいうのを示す必要があるんじゃないかというふうに思います。応援したいというのは分かりますけれど、応援してどうするんかと。生活困窮なんか、それとも経済対策なんか。そこら辺をもうちょっと示さないと、どうですかね。全て国のお金ですから、町の腹痛まないよということだけじゃないと思います。

それとか、先ほどちょっと厳しいばらまきという表現もありましたけれど、そういった、これ、一時的にやるものでしょうから、ずっと毎月毎月やっていくいうものじゃないと思うんで、そこら辺、一時的でもこういうことをやるというのは、それだけのしっかりとした目標なりを設定してやっていく必要があると。

結局、実施されるということになると思うんですが、その場合、実際の給付率だけが実績いうんじゃないくて、これを給付したことによって、どういう効果があった、どういう行政目的を設定したかいうにもなるんでしょうけれど、そこら辺、しっかり成果を分析をしていただいて、今後の施策にも活用していただきたいというように思います。

というのが、ちょっと、これは私の要望が一つと、あと、ちょっと細かな部分で聞きたいんですが、やはり給付するということですから、不公平感とか混乱があったらちょっと困ると思うんで、9月30日現在に府中町内に住んでいる19、20歳の人のというのは特定されるんで分かるんですが、保護者が町内に住む学生。住んでなくても、東京におる学生でも、9月30日に保護者が町内におった学生は対象になるよということだろうと思うんですが、その学生、要は社会人は駄目なんかという話ですよ。同じ19、20歳で、コロナ禍で就職に苦労したと、やっと働き口を見つけて、東京な

り、町外で働けると。保護者は町内におるという方は対象外になるんか。それとか、学生といえば、浪人されている方、今でも浪人という言葉あるかどうか分かりませんが、予備校に通ったり、自宅を離れて東京のほうで、独りいろんな勉強をしているという方がいらっしゃった場合は、これは対象になるんかどうかいのを知りたいのと、それと、要は社会人が外れているなら、何で社会人を外したんかということと、あと、この9月30日現在の保護者の定義ですよ。保護者やったら、両親以外にも、例えばどこまで範囲になるんだというようなことで、ちょっと成人式でPRされるということもあると思うんですけど、混乱を生じないようにね。働きに出とった人は駄目じゃと、学生で町内におって、それやったら大丈夫やろいうみたいなことになったら、ちょっと申し訳ないかなというのも思いますので、その辺、細かいところもしっかり煮詰めてですね、しっかり考えて行っていただきたいということで、ちょっと質問と意見とごちゃ混ぜになってますけど、答える部分、混乱を生じない部分で、ちょっとどう考えているかいうのを教えてください。

○議長（益田芳子君） 8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） 8番二見です。

今、本当多くの世代の方が大変になっていて、様々、今、質問がありましたように、手当ををしないといけない人たちが、いろんな年齢層や職業などにいるということだと思うんです。だから、全てに対して手を差し伸べるということが必要なんでしょうけれども、コロナ交付金も限りがあって、そういう中で、制度の趣旨は、ここの事業名にあるように、説明もあったと思うんですけれども、若者を応援しようと、働いている人も、学生も含めて。これも、何で19、20歳か、21も22もってあるけど、やっぱり先ほど言ったようにお金には限界があって、少しでもね、国の制度は18歳までだけでも、そこを少しでも伸ばして、額も3万円だけでも、若者たちを応援しようじゃないかと。そういうように、私、理解をされていて、とても結構なことだと思うんですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（益田芳子君） 福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（長西弘子君） 福祉課長兼職次長です。

まず、二見議員から、今いただきました、そういうふうに御理解いただいて、大変うれしく思います。

寺尾議員からの御質問の中で、就職をして、住民票を移しておられる方につきまし

ては、生活の本拠を既に町外に移されているという考え方で、今回は対象とさせていただいておりません。町内にいらっしゃる保護者の方につきましては、御両親であったり、また、その方の出身世帯で対象者の方を扶養しておられる親権者に当たるような方というふうに考えております。

町外に住所を移している予備校生の方というのは、ちょっと想定しておりませんで、予備校生の方は町内に住所をまだ置いておられるかなというふうに思っておりましたが、ちょっとそちらのほうは詳細を検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

財政課長兼職次長。

○財務部次長兼財政課長（中本孝弘君） 財政部次長です。

ちょっと先ほどの根拠というところについて、補足して、追加して説明させていただきたいと思います。

今回の19歳、20歳という方に対しての給付金なんですけども、町内の方にアンケートを取ったりということは実施していないんですけども、これが国の統計調査、これは厚生労働省の令和3年度労働経済の分析、それと独立行政法人労働政策研究・研修機構の統計調査に基づきますと、全国でも20歳以下の完全失業率というのが、離職率というのが、コロナ以降、顕著に全世代の中でも特に表れているという世代でもありました。そういうところで、19歳、20歳ということに絞らせていただいているんですけども、先ほどから、答弁の中にもあったんですけども、新型コロナの感染症の影響が続いている中で、進学とか就職を余儀なくといいますか、された方は、やはりほかの世代の方に比べて、経済的、精神的な負担面とかがあったであろうと思われるということで、そういう年代の方々に対して、学業の継続ということだけではなく、高校を卒業して就職された方もいらっしゃると思いますので、そういった生活の支援も含めて、若い方の生活を町として応援していきますというメッセージを出すものにもなるということから、今回の応援給付金を提案させてもらったものです。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、18ページ、目 老人福祉費、後期高齢者医療特別

会計繰出金（事務費）事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、同じく 18 ページ、目 障害福祉費の障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業で質疑ございますか。

2 番宮本議員。

○2 番（宮本 彰君） 2 番宮本です。

先ほどの説明で予算の不足分を補正するというふうな説明だったんですけども、デイサービスの事業が増えたとか、利用者が増えたということで、増額補正ということだったんですけども、具体的に何社ぐらい業者っていうんですか、サービス業を営むところが増えたのか、また、利用者がどのくらい増えると見込んでいるのかというのを具体的に教えていただきたい。

○議長（益田芳子君） 福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（長西弘子君） 福祉課長兼職次長です。

まず、事業所の増加につきましては、令和 2 年から令和 3 年 11 月現在で、全ての事業所の計をいたしますと、64 から 74、10 の事業所が増えております。特に多いのが就労継続支援の B 型という、以前でいいますと小規模の作業所、軽易な作業を障がい者の方がされるような作業所と放課後等デイサービスなどが増えております。

利用者の方につきましては、計画相談支援というサービスが、その方が計画を使われるために受けるサービスで、いろんな事業所を使っておられても、これは 1 件になりますので、実数ではなく年間の延べ数にはなりますけれども、平成 30 年が 779 であったものが、令和 2 年には 1,040、令和 3 年度の見込みですと 1,095 というふうに年々増加している傾向にございます。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に 19 ページ、目 児童福祉総務費の子ども医療費助成事業、目 児童措置費の児童手当等給付事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に、20 ページ、目 保健衛生総務費の保健衛生一般事務事業、目 老成人保健費の各種検診事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に２１ページ、目 塵芥処理費の広域ごみ処理施設管理運営費負担金事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に２２ページ、目 し尿処理費の広域し尿処理施設運営費負担金事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に２４ページの下、目 道路新設改良費の狭あい道路整備等促進事業で質疑ございますか。

○議長（益田芳子君） １１番寺尾議員。

○１１番（寺尾光司君） 狭あい道路整備事業なんですけど、１つ新規で申請があって、それが補助の対象になるんで補正するということですが、ちょっと場所と事業概要、どのくらいの面積の用地を取得するのかということで、もうちょっと事業を教えてください。

○議長（益田芳子君） 都市整備課長

○都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長でございます。

寺尾議員の御質問について答弁いたします。

２件目の狭あい道路の協議申請のほうなんですけれども、場所は町道の本町４５号線となります。これは、寺山橋から北東に向けて、榎川沿いの町道から１つ中に入った狭い道路となっております。

面積につきましては、６９平米でございます。延長につきましては、３５メートルを予定しております。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、少し飛んで２６ページ、目 公共下水道費の下水道事業会計負担金事業と下水道事業会計出資金事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に２８ページの下、目 図書館費の図書館活動事業で質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、次に29ページ、目 河川施設災害復旧費、河川施設災害復旧事業(財源振替分)で質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、次に歳入について質疑を行います。

戻りまして、10ページから12ページの歳入について、一括で質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、次に4ページの第2表 繰越明許費で質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、次に5ページの第3表 債務負担行為補正で質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、次に6ページ、7ページの第4表 地方債補正で質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第7、第48号議案、令和3年度府中町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第48号議案 令和3年12月17日提出。

令和3年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度府中町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,106万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,347万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、引き続き財務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第48号議案、令和3年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足して説明します。

なお、一般会計補正予算の補足説明でも申し上げましたが、職員給与費事業については、説明を省略させていただきます。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。歳入です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金、職員給与費等繰入金は、職員給与費事業の補正に伴い、必要となる一般財源を措置するもので、413万2,000円の増額補正です。

項 基金繰入金、目 国民健康保険基金繰入金、国民健康保険基金繰入金は、歳出・諸支出金に補正計上しています過誤納還付金事業について、必要な財源を措置するもので、692万9,000円の増額補正です。

6ページから歳出ですが、職員給与費事業については補足説明を省略いたしますので、7ページとなります。

款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、過誤納還付金事業は、
6 9 2 万 9 , 0 0 0 円の増額補正です。令和 2 年度に実施した事業費の精算に伴い、
国・県への負担金等の返還を行うものです。内訳です。特定健康診査等負担金返還金
及び普通交付金返還金は、特定健康診査事業に係る国及び県への返還金で、合わせて
6 5 8 万 8 , 0 0 0 円です。災害臨時特例補助金返還金は、新型コロナウイルス対応
として減免した保険税に応じ、国から特例補助があった補助金の返還金で、3 4 万
1 , 0 0 0 円です。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。質疑は 5 ページ歳
入と 6 ページ 7 ページの歳出を一括で行います。

5 ページから 7 ページについて、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第 8、第 4 9 号議案、令和 3 年度府中町介護保険特別会計  
補正予算（第 2 号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第 4 9 号議案 令和 3 年 1 2 月 1 7 日提出。

令和 3 年度府中町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）。

令和 3 年度府中町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところに  
よる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ230万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,419万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

本件、補正予算は、先ほど一般会計の補正予算で一括して御説明いたしました職員給与費事業に係る増額、また、それに伴う一般会計繰入金の増額という内容でございます。よって、補足説明はございません。

よろしくお願いいたします。

○議長(益田芳子君) 本案は、人件費補正のみでございますので、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第9、第50号議案、令和3年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第50号議案 令和3年12月17日提出。

令和3年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

令和3年度府中町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ94万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,541万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

補足説明は財務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第50号議案、令和3年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、補足して説明します。

なお、職員給与費事業については、説明を省略させていただきます。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。歳入です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 事務費繰入金、事務費繰入金は、本補正予算に必要な一般財源を措置するもので、94万8,000円の増額補正です。

6ページです。歳出ですが、下側の二重丸になります。

款 諸支出金 項 償還金及び還付加算金、目 償還金、国庫支出金等過年度分返還事業は、令和2年度の広島県後期高齢者医療広域連合健康診査事業費の補助金の精算に伴い返還金が生じたもので、39万6,000円の増額補正です。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。質疑は5ページ歳入と6ページの歳出を一括で行います。

5ページと6ページについて、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第10、第51号議案、令和3年度府中町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第51号議案 令和3年12月17日提出。

令和3年度府中町下水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 令和3年度府中町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億2,012万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,196万5,000円及び当年度分損益勘定留保資金5億815万9,000円を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億2,068万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,197万2,000円、過年度分損益勘定留保資金55万円及び当年度分損益勘定留保資金5億815万9,000円」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

府中町長 佐藤信治

補足説明、引き続き財務部長が行います。

よろしくお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） ここで、昼休憩といたします。

再開は13時からといたします。休憩。

(休憩 午後 0時02分)

(再開 午後 1時00分)

○議長（益田芳子君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 続いて、補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第51号議案、令和3年度府中町下水道事業会計補正予算（第1号）について、補足して説明します。

9ページをお願いします。こちらの補正予算説明資料の予算明細書により説明をいたします。

それでは、第2条、収益的収入及び支出の補正について説明します。

（1）収益的収入及び支出ですが、支出のほうから御説明します。

職員の異動、これは1名の減となりますが、この異動に伴い954万5,000円の減額となりました。内訳は、給料588万9,000円の減、手当192万3,000円の減、法定福利費173万3,000円の減です。

支出が減額した分、収入の一般会計からの負担金も減額となりますが、下水道事業の人件費は定められた負担割合により、一般会計からの負担金充当分と下水道使用充当分があり、下水道使用料で充当されるべき360万3,000円を差し引いた594万2,000円が一般会計からの負担金の減額分となります。よって収入は、雨水処理負担金分と一般会計負担金分を合計して、594万2,000円の減額となります。

続いて、第3条、資本的収入及び支出の補正について御説明します。次の10ページを御覧ください。

（2）資本的収入及び支出です。こちらでも支出のほうから説明します。

職員の異動、こちらは1名増となりますが、この異動に伴い、356万3,000円の増額となります。内訳は、給料135万3,000円の増、手当168万5,000円の増、法定福利費52万5,000円の増です。

下水道事業会計では、補填財源として前年度決算により生じた留保資金等を充当す

ることが可能なため、留保資金等から５５万７，０００円を充当し、残りの３００万  
６，０００円を一般会計からの出資金として収入に補正計上しています。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第１１、第５２号議案、府中町特定教育・保育施設及び特
定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題に供し
ます。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第５２号議案 令和３年１２月１７日提出。

府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部改正について。

府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定
子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び特定教
育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に

関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、福祉保健部長が行います。

よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

第52号議案、府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足して説明いたします。

第52号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨でございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

この条例は、改正府令に準じて改正する必要がありますので、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、町が条例で定めている基準の一部を改正するものです。

特定教育・保育施設とは、認定こども園、幼稚園、保育所のことであり、特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のことをいいます。町内では、小規模保育事業は、みなみの風保育園、アーブルKIDSが該当し、事業所内保育事業は、チェリー保育園、プレ・キンダーガルテンかしわが該当します。

次に、2、改正事項の概要です。

（1）は、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、特定教育・保育施設等が記録、作成、保存等を行うものや、保護者との手続等に関するものについて、保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から、従来の書面等の交付または提出に代えて電磁的方法により提出することを可能とするものです。

（2）は、条文の整理を行うものです。

3、施行期日ですが、公布の日でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

9番、梶川議員。

○9番（梶川三樹夫君） 今、説明をいただいたんですけども、ちょっとよく理解ができていないんですけども、書面等のものを電子化することなんですけども、ちょっと具体的なイメージが。例えばどういうものが電子化するのか。保育園でいえば、お手帳なんかなくなるのとか、そういうわけでもないんですかね。その通知文なんかが。ちょっと具体的なこと、ちょっと例を挙げて教えてください。

○議長（益田芳子君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君） 子育て支援課長でございます。

梶川議員の御質問にお答えします。

電磁的方法により提供するということなんですけども、電磁的方法とは、電子メールや電磁的記録媒体に記録して送付したりすることができるということです。電磁的記録媒体とは、CDとか、CD-R、DVD、USBメモリー、フラッシュメモリーとか、そういうのでやり取りをすることもできるということでございます。

具体的には、保育所と保護者との間の手続関係で、重要事項の説明に関するものとか、延長保育や休日保育に関するもの、それから、アレルギー等があれば、その関係の書類のやり取りとか、あと、園便り、給食便り、行事便りなどが想定されます。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 今の、もうちょっと詳しく知りたいんですけど、これは全ての保育園、幼稚園、認定こども園、ある企業の保育園に適用ということだろうと思うんですけども、今までも一部やっていたりしているところがあると思うんですけども、保護者とのやり取りでですね、それがわざわざこうやって条例改正せないけん、その理由、特に園便りとか何とかやっているところありますからね。なぜ、わざわざ条例改正が必要で、もし、違反したり何なりしたら、何かペナルティーがあるんかどうか

とか。その違い、教えてください。

○議長（益田芳子君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君） 子育て支援課長です。

田中議員の御質問にお答えします。

今までそういう規定というか、そういうものがなかったので、そういうやり取りができるものを可能とするということで、このたび条例の改正ということで行っております。

以上です。

○議長（益田芳子君） 6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） 結構、スマホとか、あるいはいろんなことをやり取りしていること多いと思うんですけど、それが今までも可能だったわけですから、なぜ、わざわざ条例が要るんですかね。

○議長（益田芳子君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君） 子育て支援課長です。

今までは、書類でのやり取りということで、条例のほうはなっておったんですが、そういう電磁的方法によっても提供することを可能とするということで、言われたように、そういうやり取りをされているところもあったりはするので、それで、このたび、そういうこともやってもいいよというか、可能とするということで、条例の改正をさせてもらっているところです。

以上です。

○議長（益田芳子君） 6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） ちょっと、今、答弁漏れというか、さっきも言ったペナルティーの有無について。

○議長（益田芳子君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君） 子育て支援課長です。

ペナルティー等はありません。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

10 番西議員。

○10 番（西 友幸君） 電子化するということなんですが、今までの書類でのあれも可

能いうことで考えてよろしいんですかね。

○議長（益田芳子君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君） 子育て支援課長です。

今までどおり、書類でのやり取りは、それは可能です。そういう電磁的方法によっても可能とするということで、書類でも、今までどおり可能でございます。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） ここで、発言の申出がありましたので、許可をいたします。

福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（長西弘子君） 福祉課長兼職次長です。

午前中の齋藤議員の御質問でお答えできなかった点について、答えさせていただきます。

生活保護の受給状況が、県内で府中町どういうところだろうかということでございましたが、受給状況を比較するのに保護率というもので比較をしております。これは、被保護者の人員を人口で割ったもので、1000分の1パーミルという単位となっております。

令和3年9月現在ですが、府中町の保護率は9.29パーミル、県内の平均が14.40パーミル、県内での多いほうから府中町は6番目という順位になっております。広島市、呉市、福山市などが、1、2、3位となっております。都市部のほうが比較的多いという状況が見て取れることとなっております。

以上です。

○議長（益田芳子君） 次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第12、第53号議案、府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第53号議案 令和3年12月17日提出。

府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、福祉保健部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

第53号議案、府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足して説明いたします。

第53号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨でございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

この条例は、改正省令に準じて改正する必要がありますので、家庭的保育事業等の

設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、町が条例で定めている基準の一部を改正するものです。

家庭的保育事業等とは、第５２号議案で御説明いたしました府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例における特定地域型保育事業のことで、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のことをいいます。

次に、２、改正事項の概要です。

（１）は、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、家庭的保育事業者等が記録、作成、保存等を行うものや、保護者との手続等に関するものについて、保護者の利便性向上や保育所の業務負担軽減等の観点から、従来の書面等の交付または提出に代えて、電磁的方法により提出することを可能とするものです。

（２）は、条文の整理を行うものです。

３、施行期日でございますが、公布の日でございます。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第１３、第５４号議案、府中町国民健康保険条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第54号議案 令和3年12月17日提出。

府中町国民健康保険条例の一部改正について。

府中町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険に係る出産育児一時金の支給額を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、引き続き福祉保健部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

第54号議案、府中町国民健康保険条例の一部改正について、補足して説明いたします。

第54号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨でございます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険に係る出産育児一時金の支給額を変更するため、条例の一部を改正するものです。

次に、2、改正事項の概要でございますが、改正内容につきましては、府中町国民健康保険条例新旧対照表で御説明いたします。

1 ページ前の新旧対照表を御覧ください。

第7条中の40万4,000円を40万8,000円に、1万6,000円を1万2,000円に改めております。

出産育児一時金とは、出産時の費用負担の軽減を図るために支給されるもので、現在42万円が支給されています。この42万円の内訳は、出産育児一時金本体部分の40万4,000円と出産時の医療事故等に備えるための産科医療補償制度の掛金部分1万6,000円となっております。

このたび、産科医療補償制度における掛金の額の見直しが行われ、令和4年1月以降の出産について、従来の1万6,000円が1万2,000円に引き下げられたものですが、従来の総支給額42万円を維持するために、本体部分の支給額を40万

4, 000円から40万8, 000円に引き上げるものです。

出産された方に支給する金額は42万円のままで変更はございませんが、分娩機関に支払う金額が産科医療補償制度掛金の引下げ分だけ少なくなることが見込まれますので、出産される方の負担軽減につながる改正となっております。

1 ページめくっていただき、参考資料にお戻りください。

3、施行期日等です。

施行期日は、令和4年1月1日でございます。ただし、施行日前に出産した被保険者の出産育児一時金の額は、従前の例によります。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第14、第55号議案、府中町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第55号議案 令和3年12月17日提出。

府中町国民健康保険税条例の一部改正について。

府中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、地方税法が改正されたため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は財務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

府中町国民健康保険税条例の一部改正について、補足して説明します。

第55号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法が改正されたため、府中町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

（1）の表を御覧ください。

子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児に係る均等割額の2分の1を軽減するものです。

1番目の行に記載しています7割軽減の世帯を御覧ください。被保険者の均等割額は、①基礎課税額と②後期高齢者支援金等課税額の合計額、3番目の行になります、軽減前の額は、A列の3万4,900円で、これにB列の2万4,430円を引いた1万470円が7割軽減世帯の均等割額になりますが、未就学児については、2分の1を軽減して、均等割額を5,235円とするものです。同様に5割軽減世帯については、2分の1を減額して8,725円、2割軽減世帯については1万3,960円に、軽減なし世帯については1万7,450円とするものです。

次に、（2）及び（3）については、いずれも条文を整理するための改正ですが、（2）につきましては、（1）で御説明しました未就学児に係る被保険者均等割額の減額制度を新設することによって生じる項ずれの整備を行うものです。

（3）につきましては、規定内容を明確にするための条文整備です。

3、施行期日です。

本改正は、令和4年4月1日から施行します。改正後の規定は、令和4年度以後の

年度分の国民健康保険税から適用し、令和３年度分までのものについては、なお従前の例によるものとするものです。ただし、（３）の改正につきましては、公布の日から施行します。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

１１番寺尾議員。

○１１番（寺尾光司君） これは子育て支援の拡充ということで、国保の加入者のうち未就学児童を扶養している世帯の負担軽減というか、保険料を軽減しようということです。

それで、負担が５割軽減されるというのは分かるんですが、実際のどのくらいの影響があるか、例えば、どれくらいの世帯の方が、これ、来年度からということですけど、今年度で考えると、どのくらいの世帯が、この対象になるかということと、あと、実際の軽減額がどのくらいの見込みがあるのかということと、あと、軽減額は、少なくなった分は誰が負担するんかという部分の説明も、もうちょっと丁寧にしていいただければと思いますので、ちょっとその３点、よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 税務課長。

○税務課長（藤田正明君） 税務課長です。

寺尾議員の質問にお答えします。

未就学児に係る均等割額が２分の１となることにより、３年度の状況からすると、１９５人が該当し、約２４４万円が影響額となります。

それから、国と県から基盤安定負担金として措置されることとなります。国が２分の１、県が４分の１となります。

説明は以上でございます。

○議長（益田芳子君） １１番寺尾議員。

○１１番（寺尾光司君） 今の負担割合のところで、要は国と県で７５％入るということで、残りの２５％はどうなるんですか。

○議長（益田芳子君） 税務課長。

○税務課長（藤田正明君） 税務課長です。

残りの４分の１は、町の負担ということになります。

以上です。

○議長（益田芳子君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） これ、国の制度に基づいて負担軽減を図るということなので、残りの4分の1の町負担といっても、基本的には加入者ではなくて、町の一般財源、国から交付税措置があるというふうに思いますけれど、そういったことで、加入者については負担増にはならないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

寺尾議員おっしゃるとおり、国・県・町の負担になりますので、被保険者の負担にはなりません。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第15、第56号議案、府中町立公民館の設置及び管理条例及び府中町歴史民俗資料館の設置及び管理条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第56号議案 令和3年12月17日提出。

府中町立公民館の設置及び管理条例及び府中町歴史民俗資料館の設置及び管理条例の一部改正について。

府中町立公民館の設置及び管理条例及び府中町歴史民俗資料館の設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、府中町立府中公民館の改築及び府中町歴史民俗資料館の移転に伴い、府中町立公民館の使用料、府中町歴史民俗資料館の住所及び館内施設の名称の一部を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、教育部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。

第56号議案、府中町立公民館の設置及び管理条例及び府中町歴史民俗資料館の設置及び管理条例の一部改正について、補足して説明します。

第56号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨でございます。

府中町立府中公民館の改築及び府中町歴史民俗資料館の移転に伴い、府中町立公民館の使用料、府中町歴史民俗資料館の住所及び館内施設の名称の一部を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

2、改正事項の概要ですが、第1条による改正は、府中町立公民館の設置及び管理条例の一部を改正するものです。

まず、（1）府中公民館の各室の使用料の改定です。

表で示すとおり、時間区分を1時間として使用料を改定するものです。部屋の区分として、大ホールから和室までの9つの区分となっており、使用料は第4集会室の530円から大ホールの5,500円までとなっております。

ここで、使用料の算定の仕方について説明いたします。

このたびの使用料の算定におきましては、先日の全員協議会において、財務部が説明しましたとおり、1平米当たりの1時間単価を算定し、それに部屋の面積を掛け、さらには、その金額に受益者負担率を掛けて算定しております。

受益者負担率につきましては、公民館という施設の持っている性格を考慮しており、

50%としております。これは、半分は公費負担で、残りの半分は受益者、つまり利用者負担とするものでございます。

なお、大ホールは、今回の算定ですと、近隣市町と比べ使用料が高くなることから、実面積ではなく、スポーツ利用を想定した利用可能面積を用い、本算定の約65%程度としております。

次に、（２）府中南公民館の使用料の時間区分を1時間単位にし、区分欄の室名を整理する改正です。

現行では、両公民館の使用料の時間区分が利用開始から2時間までとなっており、1時間の利用でも2時間分の使用料を頂くようになっております。実態としては、そうした1時間だけの利用というのは数パーセントしかない状況ですが、町内の他の多くの公共施設が1時間単位となっていることから、府中公民館の改正と同様に、府中南公民館も使用料の時間区分を1時間単位に改正するものです。

また、今回の改正により、府中南公民館の区分欄の室名を実際に使用している室名に整理しております。

次に、第2条による改正は、府中町歴史民俗資料館の設置及び管理条例の一部を改正するものです。

改正内容は、府中町歴史民俗資料館の住所及び室名を変更するものです。現在の府中町歴史民俗資料館の住所は、府中町本町二丁目14番1号ですが、移転後の住所、府中町本町15番1号に変更するものです。

また、館内施設の室名、ロビーとあるのをギャラリーに変更するものでございます。

3、施行期日は、令和4年4月1日です。

以上が条例改正の内容ですが、ただいま説明しました府中公民館の使用料の条例改正について、議員の皆様には説明をするために、去る12月9日木曜日に全員協議会を開催させていただきました。その際、議員の皆様から、使用料の改定について、激変緩和や段階的な引上げをすべきではないかなど意見を頂き、町内部で協議した結果、配慮すべきであると考えたところです。

そのため、それらの意見を加味した使用料改定を考慮した資料が、本日お配りしている第56－1号議案参考資料となります。

この資料は、町内公共施設の使用料について、令和4年度、令和5年度の2年間に、検討や見直しを行うことから、その間は段階的に経過措置を設け、利用者の

負担軽減を行い、令和6年度から、このたび提案させていただいた改定後の使用料へ移行していきたいといった内容です。

それでは、本日配付している資料を御覧ください。

まず、1、府中公民館使用料改定比較についてです。

左端の列に旧府中公民館の室名を、その右の改定前の列に部屋ごとの面積・1時間当たりの使用料を示しております。その右に新府中公民館の室名、面積と1時間当たりの使用料を示し、その右に差額Aとして、改定後使用料と改定前使用料の差を示しております。

次に、その右には、R4・5年度の各年度の調整額を示しております。これは、このたびの改定前後の差額Aを3年間で段階的に引き上げることから、3分の1を掛けております。この調整額が各部屋の単年度の引上げ額となります。

次に、2、経過措置を踏まえた府中公民館使用料を御覧ください。

まず、令和4年度使用料です。

そこに計算式を示しておりますが、改定前使用料①に先ほど説明した各年度の調整額②を足した使用料が各部屋の令和4年度の使用料となります。令和4年度は、この使用料を徴収していきたいと考えております。

その右に、令和4年度の減免額を示しております。これは、改定後の使用料からどれだけ減免になっているかを示しております。

次に令和5年度の各部屋の使用料ですが、算式④にありますように、令和4年度使用料に各年度の調整額②を足した額が令和5年度の使用料です。その右には、同様に令和5年度の減免額を示しております。

令和6年度で、今回の改正条例の使用料となります。

このように令和4年度、令和5年度と段階的に経過措置を踏まえ、令和6年度で今回の改正条例の使用料となります。

次に、本条例改正に併せて行う冷暖房設備使用料の改正についてです。

冷暖房設備使用料につきましては、改築前はコインタイマー方式で、100円単位でしたが、新府中公民館では、コインタイマー方式をやめ、冷暖房設備の消費電力量で算定した使用料を徴収するよう考えております。

その結果、冷暖房設備使用料は、全員協議会においてもお示ししたとおり、1時間当たり50円から1,400円となります。

全員協議会で御意見も頂きましたが、各部屋の形状や大きさにより消費電力量も異なります。冷暖房設備使用料は実費相当であることから、改定後の使用料での徴収をお願いしたいと考えております。

ただいま説明した施設使用料の経過措置の内容につきましては、府中町立公民館管理運営規則の減免規定により運用し、また、冷暖房設備使用料においても、同規則にて改正していきたいと考えております。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

2 番宮本議員。

○2 番（宮本 彰君） 2 番宮本です。

改正後の金額のところなんですけども、1 ページでしたかね、府中公民館の下に府中南公民館が載っておるんですけども、府中南公民館も改正後の金額がこの金額になるということなんだろうけども、前と同じということなんですかね、載っていないということは。

○議長（益田芳子君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山本進一君） 社会教育課長です。

宮本議員の御質問にお答えさせていただきます。

このたびは、南公民館の施設使用料についての改定はございません。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） 全協の議員の声等を受けて、配慮した措置を取られたことは、非常に評価したいと思います。

現実には、激変緩和措置が設管条例に基づく運営規則でしたよね。で、やると。これは、教育長の権限で、法令上というか、規則上やることになっていると思うんですけども、ここで、やはり教育長の御意見を一応聞かせていただきたいと。もちろん、条例提出は町長の権限でございますし、教育長もそれはそれで尊重されておるんだろうと思うんですけども、教育長としては、今回の減免措置、あるいは、新しい料金体系について、お考えを一応、一応言うたら失礼ですが、聞かせてください。権限を持

っている方として。

○議長（益田芳子君） 教育長。

○教育長（新田憲章君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

この新しい公民館は、前公民館は昭和３０年に建設されて６７年たっております。大変老朽化し、使い勝手も悪い、悪いと言ったらあれなんです、使い勝手があまり芳しくない施設でございました。

今回建設しております公民館は、県内でも誇れる多機能の公民館でございまして、また、広島市近郊にあって、駐車場６０台も有する大きな公民館を設けさせていただきました。

その観点からしますと、今回改定いたします使用料は、私といたしましては適切なものであると思っております。

しかしながら、公民館は地方自治法第２４４条の公の施設でございしますが、社会教育法第２０条で社会教育の目的に沿って運営をしなければなりません。そうなりますと、町内で社会教育活動、また、まちづくりの活動に資する行動をされる町民の方たちの活動には便宜が必要でございします。それを規則の減免措置で対応しておるわけでございます。

ですが、今まで活動されていらっしゃった方もそこにいらっしゃいまして、その方たちは従前の使用料で活動されております。ですが、新しい公民館の機能は見ていただいて、それに沿った金額であるというふうに納得していただくためには、活動していただいて、その中で理解をしていただきたいと思いますと思っている次第でございします。そのために、この経過措置を踏まえた使用料の減免措置という措置で対応させていただきたいというふうに考えておる次第でございします。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございしますか。

１１番寺尾議員。

○１１番（寺尾光司君） １１番寺尾です。

使用料改正については、激変緩和というか、経過措置ということで、減免措置として実施するというので、さきの全協での協議を踏まえた措置ということで、理事者側の配慮は十分理解いたします。この点については、ちょっと後段で要望を含めて質問したいと思うんですが、まず、その前に、それ以外の質問をちょっとしたいと思い

ます。

全協でも一部話が出ていたと思うんですが、新公民館には、創作室に陶芸用の電気窯が設置されるということでございます。従来はプロパン窯があったんですが、それ以外にも、新公民館には、調理設備とか、放送器具、スポーツの用具もあると、新規に購入されると思います。また、印刷等の機器もございます。そういった設備関係があるんですが、これらについては、特に条例上規定がないというふうに見えるんですが、これらについては、無償使用ということでもいいのかどうか、というのが第1点目でございます。

そして2つ目が、先ほど説明があった電力の使用料。エアコン、冷暖房の設備については、実費を基準で規則に定めるというふうに条例で書いてあるんですが、規則で定めるというのは、事前に今日示されて、全協どおりということで、ちょっとがっかりという表現がいいかどうかあれだけでも、もうちょっと配慮が欲しいというところなんです。全体的にはエアコンについては下がる部屋が多いんですが、やはり一番のネックは大ホールだと思います。それで、現状の運用でいえば、冷暖房の使用料は減免はないんで、定期利用団体で使用料が減免されるところでも、冷暖房の使用料は頂いているということです。これまで1時間700円払いよったところが1,400円。大体、利用からいえば2時間から3時間使われると思うんですけど、3時間使ったら、2,100円負担が4,200円ということで、ちょっとこれがどうなんかなと。

特に大ホール使っているのが、スポーツで利用されるところが多いんですが、小学生とか幼稚園の子どもさんを集めたスポーツ活動とかですね、あと、ビーチバレーとか、そういった活動をされているんで、そういった活動をされている人らに冷暖房費、倍になります言うて、使用料は軽減措置あるんですけど、こっちについては実費でしかありません。ほかの部屋は減るんですけど、ここだけ増やしますということで、全協でも言いましたけれど、使用料については、大ホールについては65%の減免をかけて、高過ぎたから低くしたというんですけど、冷暖房費についても、やはりちょっと高いと思いますので、その辺、減免措置なり経過措置というのが、教育委員会の権限でできるという規定になっていると思いますので、ぜひ、考えていただきたいというふうに思います。これが2点目です。

それで3点目が、歴史民俗資料館の関係ですが、名称変更でロビーをギャラリーと

いうふうに変更するという事で、新たにギャラリーという部屋ができるというというのですが、このギャラリーという部屋は、どんな部屋であるかいうのをもうちょっと具体的に説明してほしいです。現在の条例上、ロビーですけど、占用使用許可の規定がありますので、こういった場合、今後、ギャラリーを貸出しをするのか。それで、ギャラリーを貸し出した場合の使用料とか、冷暖房の使用料ですね、これについてはどうなるのか。規定がないということは無料かもしれませんが、ちなみにですね、同じくくすのきにギャラリーという施設があるんですけど、こちらについては有料だというふうに聞いていますが、その辺の整合性もあるのかなというふうに思ったりするので、ちょっとギャラリーの扱いについて教えてください。

それと4つ目に、資料館の入館料の関係でございます。現在、資料館条例で通常展示を閲覧する、観覧するという場合の入館料は無料という扱いになっております。特別展示は1,000円以内で別途定めるいうふうになってますけれど、この部分については改正されないということなので、無料のままということでもいいのかどうかというのを確認をお願いします。現在、資料館の開館当時、昭和59年だと思いますけど、開館当時は幾らか入館料を徴収していたのではないかというふうに思っておりますので、今回、財務部のほうで全体的な見直しも進められているということなんですけど、この有料化については検討されたかどうか。そういった算定ルールとは対象外の施設というふうに思っているのかどうか。別に有料にせいって言いよるんじゃないですけど、無料なら無料ということで、どういう検討経過で歴民の資料館のほうの入館料が無料のままなのかというのをお知らせください。

それと使用料の関係でございます。3年をかけて経過措置、激変緩和ということで行っていくということで配慮いただいているんですが、やはり私自身は引上げ額というのは大きい、大き過ぎるというのが実感でございます。全協でも言いましたが、創作室が1時間100円が1,220円ということで、12倍、1,200%の引上げ、3時間使用した場合は、300円だったのが、今度は3,660円ということになります。また、一番使い勝手がいいと思われる部屋ですが、小ホールが使い勝手いいと思うんですが、これが前が1時間330円だったのが2,150円ですか、ということで、6.5倍。3時間使用すると、990円が6,450円というふうになります。大ホールは1,020円が5,500円ということで、5.4倍ということで、新築をしたんだから、それとか、これまでが安過ぎたんだからということで、激変緩和という

措置をしますといっても、やはり住民感情からすると、引上げ幅というのは大きいと感じられると、感じられるというか、大きいと思います。

これまでどおりの減免の扱いというのは変更しないということなので、影響する団体は少ないと見る向きもあるということですが、特定の一部の限られた利用者団体に対して、急激な負担増につながるというふうに思います。ぜひ、今後、運用について考えていただきたいんですが。

また、もう一つ、今回の使用料の見直しについては、来年度行う町全体の公共施設使用料の見直し検討に先立ち見直されたということでありまして、検討途中の見直しの基本ルールなどの考え方も、さきの全協で示されていただきました。その全体的な使用料算定の考え方と、今回の公民館使用料の見直しの内容が議員に示されたのが、これが先週の12月9日の全協が初めてであり、その他住民の意見の聴取については、今年の夏の住民アンケートのみということでございました。関係者への説明とか、理解を求めることも、特に行われていないというふうに答弁がありました。こうしたやり方というのが、やはり議論が不十分、どうしても先走りと、見切り発車と言われても仕方ないというふうに思われます。もうちょっと丁寧な進め方が必要ではなかったのかなということで、これは意見として、今後、もっと丁寧にしていきたいということで申しておきます。

さらに、手順としては、公共施設使用料につきましては、これの全体的な見直し検討を進め、それが決まってから個別の見直しを行うべきというふうに思います。使用料の見直しは、公共料金の引上げということでございます。その必要性や根拠を丁寧に説明し、住民、施設利用者等の理解を得て進めるべきものと考えております。関係団体への意見聴取やら、また、外部委員等による審議会とか懇話会、あと、パブリックコメントなどもしっかり活用されて、ぜひ、今後検討いただきたいと思います。

また、使用料の見直しというのは、公共施設の維持管理や更新に多額の費用がかかるということから、利用者の費用負担の増を求めるということが、あるいは収入増を図るということであるならば、一番の問題点は、やはり現状の利用団体の大半が全額減免団体扱いとなっているが大きいと思います。この見直しを避けて通ることはできないと思います。

減免の見直しと使用料見直しは、やはりセットで考える必要があると思います。

また、減免の見直しは、個々の施設だけ、ごとにとということではなく、町全体の公

共施設において、バランスが必要があります。ここでは減免になるけど、ここには減免にならないというようなことにはならないと思いますので、その減免の考え方、基準の設定は、町全体で、まず基本部分を検討して、それから個別の施設を検討するというやり方をぜひ行っていただきたいと思います。

あと、それと全協で示された算定ルール是件ですが、全協でも言いましたが、使用料算定式の中の係数であります施設の性質別受益者負担割合は、これは設定の説明がなかったと、何で50%かという部分も説明がなかったと、さらに近隣等比較とか、激変緩和措置はどういう場合を取るかといったものについても説明がなかったのもう少し具体的な説明を、今後いただきたい。

あと、先ほど言いましたが、公民館の受益者負担割合が50%と設定されておりましたが、地区センターや交流センターと本当に同じ50%でよいのかということで、私は疑問に思います。先ほど教育長もありましたが、公民館は社会教育施設でございまして、営利目的では開設はできない施設でございます。他の都市の事例では、5段階での区分で、市民活動施設の受益者負担割合は25%と設定されている例もありました。また、地域コミュニティ施設として、10%の受益者負担割合というような設定をされている団体もありました。

そういったいろいろとやり方、考え方があると思いますので、ぜひ、もう一度検討をしていただきたいと思います。

そして、あと、全協でも議員のほうから指摘されましたが、原価計算式の中の目標稼働率の問題です。これが30%と設定されて、今回、公民館の使用料が出されておりますが、この30%の目標ということは、30%の人が払う使用料で半分の経費を回収するということは、残りの70%、未使用の部分を30%のところへ乗せるような考え方になるのではないかというふうに思います。目標稼働率が低ければ低いほど、逆に言えば利用する人の負担が増えるというので、ちょっとこの目標稼働率という設定がどうなのかなというふうに思います。他都市の例で調べたら、目標稼働率の考えは導入していないところも何か所かありましたので、ぜひ、これはこういう考え方が必要かどうかというのは、再検討をお願いしたい。

あと、それと、これは具体的に第1集会室の使用料ということで、全協の資料に金額が入ってございましたが、この年間の維持管理費の考え方です。明細が、今回、資料示していなかったんですが、歴民とか、消防団の詰所の中の維持管理経費も含まれた

数字じゃないかなというふうに見えたりします。また、人件費4人分が入っているということでしたが、この4人分というのは、維持管理だけに携わっている職員ではありませんので、事業運営の経費についても、維持管理費の中に含まれた算定になっているおそれもあるということもありますので、もう少し丁寧な説明をいただきたいというふうに思いました。

いろいろ課題があると思います。ぜひ、次年度以降、検討される中に当たって、再度の見直しをお願いしたいということで、これは要望をしておきます。

全協のほうで、財務部長から答弁がありましたけれど、今年の夏、管財課のほうで公共施設に関するアンケート調査というのがやられております。そういうのがやられていたということで、ホームページのほうで報告書のほうをちょっと見させていただいたんですが、この中の報告書のまとめの部分にですね、このような記載がありました。「受益者負担を増やした結果、施設の稼働率が大きく下がることがないように、使用料見直しについては慎重に進めていく必要がある」ということで、まさにそのとおりだと思います。利用されて、利用者があつての公共施設ですので、見直しというのは必要なことではございますが、慎重に進めていただきたい、丁寧に進めていただきたいと思います。

これまで長年、町の公共施設の使用料の見直しというのはされてきていなかったという実態もございます。本当、今回新たにこういう施設新設に当たって手をつけられたということで、担当者の御苦勞も大変理解をいたしますが、そうはいっても町民の方、利用者への負担増を求めるということではございますので、より親切丁寧な説明が必要だと思っております。

いろいろ申しましたが、来年度検討に当たって、ぜひ、参考意見として検討をしていただきたく要望をいたします。

前段の質問部分も含めて、理事者側の思いがあれば、御回答をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君）　ここで休憩をいたしたいと思います。

2時20分まで休憩をいたします。休憩。

（休憩　午後　2時06分）

（再開　午後　2時17分）

○議長（益田芳子君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 社会教育課長。

社会教育課長。

○社会教育課長（山本進一君） 社会教育課長です。

寺尾議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、新公民館の創作室に陶芸用の電気窯が設置されるということと、それ以外にも、調理、放送器具や印刷機器など、そういった器具関係が無償であるかという御質問でございますが、まず、調理室なんかの調理設備や放送器具、マイク・スピーカーセットやCDデッキは、今までどおり無料で御利用いただくようにしたいと思っております。また、印刷機器はコピー代金を徴収させていただいており、また、創作室の陶芸用の電気窯については、電気料を徴収するという形を取りたいと考えております。

2点目ですが、大ホールの使用料のことでございます。今回、700円から1,400円に改定させていただくということでございますが、新公民館の大ホールは旧公民館の大ホールと比べて、床面積で1.1倍、高さで1.2倍、また、容積的にも1.3倍の広さになる建物になります。今回、新公民館の大ホールの用途に応じた空調設備を設置しているということでもございますので、改定後の使用料で御利用いただきたいというように考えております。

続きまして、歴史民俗資料館のギャラリーのことでございます。また、占用許可の規定について、どのような貸出しをすとか、貸出しの場合の使用料の冷暖房はどうかという点でございますが、今回の歴史民俗資料館のギャラリーでは、季節に合わせてテーマによるコレクション展示や創作活動の成果・展示等、何度来ても発見のある多彩な展示やイベントを展開するエリアとなっております。ギャラリーでの企画展は、私どもとしても、主催として年3回から4回の開催を計画しております。企画展の計画では、今、マツダ株式会社様とか、中国新聞社の方、また、県内の資料館へ開催の案内などの協議なども進めさせていただきたいと思っております。

また、ギャラリーの貸出しですが、教育委員会が主催・共催での使用を考えておりますので、使用料、冷暖房使用料の徴収はしないという形で運営をさせていただきたいと考えております。

あと、歴史民俗資料館の入館料無料ということでございますが、歴史民俗資料館における展示などは、地域の歴史や文化の価値と魅力を町民と広く共有し、文化活動の推進につなげるだけではなく、その歴史や文化が町の特性にも影響していることを改めて町民の方に伝える効果があると考えております。町民の方々が、それらに触れる機会をより多く創出することは、町民の方々が歴史を継承し、文化を創造するまちづくりの主役になるための取組の一つであると考えております。また、町民の方からは、観覧に係る料金を徴収せずに運用していきたいというように考えております。

答弁は以上です。

○議長（益田芳子君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 財務部のほうから、特に回答がないことで、要望ということで、聞いていただけるということで理解していいのかなというふうに思ったりをしております。

それで、ちょっと、今、社会教育課長のほうから答弁があったことについての再度の質問ですが、1つ目の設備等の使用料の関係で、電気代は頂くよという話はあったんですけど、今の例規上の扱いは、電力使用料は冷暖房設備を使用した場合ということで、限られておりますよね。あと、ちょっとごそごそと言われた中で、印刷費については、実費を頂いているというような話もあって、ちょっとその辺、整理をしたらどうかなというふうに思います。これまでも実際は頂いていた部分、知っています。その担当もしていましたけれど、条例上、根拠がないんですね。4月オープンには、まだもう一回議会がありますので、そういった部分について、再度見直しをした上、必要があれば条例改正を再度考えていただくというのも、ちょっとお願いしたいというふうに思います。

それと、大ホールの関係、エアコン使用料、冷暖房使用料の関係ですが、実費だからお願いしたいということですが、やはりちょっと何とかならんのですかというしか言いようがないです。特に減免規定がありませんので、全額減免せいというような言い方を、私しているのではなくて、実際、倍になる部分を言っているんですが、もうちょっと利用者団体を見ながら、寒い中、エアコンつけずに使うというので体調を悪くしたというようなことにならないように、暑い中、熱中症になったりというようなこともならないように、やはりその辺、もう少し配慮、利用者が少なくなるということもあるかも、利用率が下がるということもあるかもしれないと思いますので、再度、検討い

ただきたいということで、これは要望をいたします。

それと、ギャラリーの関係ですが、今の説明でいいますと、基本的には共催とか、主催で利用するということですが、例えば、これまで歴民のロビーでいえば、住民団体の方が椿展をやったり、写真展をやったりしています。そういった人への貸出しというのはしないのかどうか。今の説明じゃしないということですが、要望があった場合どうするのかということで、ほかの部屋を紹介するのかというのがあったりするんですけど、もうちょっと融通のある使い方があっていいのかなと。逆に言えば使用料を設定してもいいのかなというふうに思ったりしますので、改めて御検討いただきたいというふうに思います。

それと、入館料につきましても、町民の方にしっかり見ていただきたいということですが、今回、一般質問でも出しておりますけれど、歴民の展示室は下岡田が国史跡に指定されたということで、ちょっと大きな目玉となるような展示も考えておられるみたいなので、町民さんだけでなく、広く日本国内から、海外まではいかんと思うんですけど、国内の方から興味のある方は、ぜひ来ていただけるんじゃないかというふうに思っております。そういった方から、せめて維持管理じゃないけれど、掃除代ぐらいはもらうようなことを考えてもいいのかなというふうにも思います。小学生とか、町民の方は減免いう規定も、それは使えばいいと思いますけれど、やはりある程度費用を頂いて、その分、展示資料の充実に使うというような発想が必要じゃないかというふうに思いますので、これも再度検討をいただきたいというふうに思います。

以上、4点については、要望を含めて、ちょっと考え方を言いましたので、答弁があればお願いします。

○議長（益田芳子君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山本進一君） 社会教育課長です。

ギャラリーの占用、御利用につきましては、先ほど、町教育委員会の主催・共催ということ为原则とさせていただきたいと思いますが、当然、公民館の活動者の方で展示をしたいと、そういったこともございますので、その辺りはしっかりと相談に乗らせていただきまして、展示をしていただきながら、また、公民館と歴史民俗資料館の複合化した機能をより生かしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

8 番二見議員。賛成討論ですか、反対討論ですか。

○8 番（二見伸吾君） 反対討論です。

○議長（益田芳子君） まず、原案反対者から討論を行います。

原案に反対の方、8 番二見議員。

○8 番（二見伸吾君） 8 番二見です。

第56号議案、府中町立公民館の設置及び管理条例及び府中町歴史民俗資料館の設置及び管理条例の一部改正について、反対し、討論いたします。

この議案は、府中町立公民館の使用料を見直し、値上げをするものであります。現行の使用料は周辺市町よりも低廉であり、また、定期的に施設を使う52の登録団体は1週間に1回、2時間まで使用料が免除されており、値上げは一切まかりならないというつもりはありません。本日、段階的に値上げをするという提案もありました。

しかしながら、3つの点で問題があると思います。

第1に、3年かけて段階的に値上げするといっても、令和6年度以降は提案どおりの利用料になるわけです。とりわけ大ホール、小ホールの上げ幅が大きく、大ホールは5.4倍、小ホールは6.5倍となります。ホールは会議室と違って長時間の利用が想定されます。大ホールの場合、2時間の催物をすれば、準備、後片づけを含めて3時間借りることになりますので、1万6,500円、4時間なら2万2,000円必要であります。財政力のある団体以外は借りることができません。

第2に、他施設への影響です。南公民館も建て替えるでしょうから、施設が新しくなれば、こちらも値上げになります。福寿館は現在のところ建て替えの計画はないようですけれども、もし、建て替えとなれば、やはり値上げであります。ふれあい福祉センターは社会福祉協議会の施設で、建て替えは大分先だと思いますが、他施設とのバランスということで値上げされるかもしれません。算定方式が明確になるということは、その式に当てはめて、各施設の利用料が設定され、今回と同じように値上げされていくわけであります。

第3に、利用者にとっては、大幅な負担増になるのに、町の財政効果が乏しいということです。教育委員会が示した納付見込みは、定期活動グループと一般合わせて、

平成２９年度実績３４万９，８８０円に対して、値上げ後は、９１万８，７００円、その差、僅かに５６万８，８２０円。増収は６０万円にもならない。値上げによって利用が減れば、見込まれた増収も入らないかもしれません。利用する町民の負担は増え、町の収入がさして増えないのなら、値上げをする必要はありません。冒頭に申しましたように、値上げは絶対にしてはならないとは思いません。しかし、上げ幅を抑えて、利用しやすいようにすべきであります。

以上の理由をもって、第５６号議案に反対いたします。

○議長（益田芳子君） 次に、原案賛成者の討論を行います。

原案に賛成の方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員は１８名で、採決に加わる者１７名でございます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（益田芳子君） 賛成多数でございます。

よって、本案は可決することに決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第１６、第５７号議案、固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第５７号議案 令和３年１２月１７日提出。

固定資産評価審査委員会委員選任の同意について。

府中町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を求める。

府中町長 佐藤信治

委員に専任する方でございますが、まず、お一人は、住所、広島県安芸郡府中町石

井城二丁目１７番５号、お名前が坂本雅司氏でございます。お二人目が、広島県安芸郡府中町桃山一丁目１９番１０号、お名前が水野朋美氏でございます。

提案理由でございますが、固定資産評価審査委員会委員２名の任期が令和３年１２月２４日をもって満了となるため、固定資産評価審査委員会委員を選任することについて同意を求めるものでございます。

坂本氏は新任でございますが、６３歳、それと元町職員でございます。在職中は税務課職員や総務部長として、税に関する業務に携わってこられた方でございます。

水野氏は再任で、４５歳の方でございます。平成１６年に司法書士試験に合格され、平成１８年から司法書士法人水野合同事務所に勤務され、司法書士業務に通じ、地価に関する知識や経験をお持ちの方でございます。固定資産評価審査委員会委員には、平成２７年１２月に御就任いただき、次が３期目になる方でございます。

御両人とも、新たな任期につきましては、令和３年１２月２５日から令和６年１２月２４日までの３年間となります。

提案理由は以上でございますが、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本件は人事案件につき、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここでお諮りいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とし、次回は１２月２０日、午前９時３０分から会議を開きます。御苦労さまでした。

（散会 午後 ２時３６分）